

平成18年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び閉会
平成18年6月20日 午前10時00分 開会
平成18年6月20日 午後 6時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名
- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山下 和 弥 | 2番 | 朝 岡 佐一郎 |
| 3番 | 西 井 覚 | 4番 | 藤井本 浩 |
| 5番 | 吉 村 優 子 | 6番 | 阿 古 和 彦 |
| 7番 | 川 辺 順 一 | 8番 | 川 西 茂 一 |
| 9番 | 寺 田 惣 一 | 10番 | 下 村 正 樹 |
| 11番 | 岡 島 辰 雄 | 12番 | 野 志 昭 |
| 13番 | 西 川 弥三郎 | 14番 | 南 要 |
| 15番 | 亀 井 一二三 | 16番 | 高 井 悦 子 |
| 17番 | 白 石 栄 一 | 18番 | 石 井 文 司 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	助 役	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	総 谷 裕 彦
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	吉 川 弘 明
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	清 村 好 伸
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 6番 阿古和彦 11番 岡島辰雄

7. 議事日程

日程第1 議第40号 葛城市税条例の一部を改正することについて

日程第2 議第41号 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議

- 決について
- 日程第3 発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について
- 日程第4 発議第5号 教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書について
- 日程第5 発議第6号 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	2	朝 岡 佐一郎	1. 本市における多子世帯応援事業の取り組みについて	担当部長
			2. 小・中学校における食育推進運動とAEDの設置について	教育長
2	8	川 西 茂 一	1. 「循環型社会」の構築に向けた取り組みとして「もったいない」運動の推進について	市民生活部長 総務部長 企画部長 教育長 市 長
3	1	山 下 和 弥	1. 介護問題	市 長
			2. 児童の安全	教育長
4	5	吉 村 優 子	1. 産業廃棄物対策について	市 長
5	16	高 井 悦 子	1. 環境保全対策	市 長 担当部長
			2. 住民参加のまちづくり	市 長
6	3	西 井 覚	1. 老人問題	市 長
7	4	藤井本 浩	1. 財務政策について	担当部長 市 長
			2. 職員の能力開発について	市 長
			3. 各種団体に対する補助金について	市 長
			4. 水路における事故の状況と対策について	消防長 担当部長 市 長
8	17	白 石 栄 一	1. 清掃事業の改善について	担当部長 市 長
			2. 各課・各施設などが連携したまちぐるみの「健康づくり」の推進について	担当部長 市 長
			3. 住民の福祉の増進と地方自治の発展のための行財政改革の推進について	市 長

開 会 午前10時00分

亀井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第40号議案を議題といたします。

本議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川西君。

川西総務文教委員長 それでは、ただいま議長より総務文教常任委員会報告を求められましたので、ご報告を申し上げます。

去る、14日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議第40号議案につきまして、15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、「所得税から住民税への税源移譲に伴い、所得割の税率がフラット化されることによる本市への影響額について」の問いに対し、「平成17年度を単純に試算すると、2億6,100万円、約20%の増である」という答弁がありました。また、「定率減税廃止による本市への影響額について」の問いに対して、「経過措置として平成18年度は半額で6,040万円の増収、平成19年度から全廃となり、1億2,870万円の増収を見込んでいる」という答弁がありました。関連して、「わかりにくいところがあるので、今後から改正前と改正後と比較できる対比表のような詳しい資料をつけていただきたい」という要望がありました。また、「市民にしっかりと説明していただきたい」という要望が出されました。

反対、賛成、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

亀井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 葛城市税条例の一部を改正することにつきましての反対討論をさせていただきます。

これまで、景気対策として導入をされておりました一連の政策減税の廃止、三位一体改革による約3兆円の税財源の移譲などが、今年度の地方税法の改定を受けての葛城市税条例の一部改正ということになっております。

まず、34条の2では、新たに個人住民税の控除として地震保険制度が創設されております。最高で2万5,000円が所得控除される、地震保険に加入することを促進されようとするものであります。

次に、第34条の3では、税源移譲に伴う所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲となる税率変更が行われるということでございます。現行の所得に応じて3段階の税率であったものが、一律10%へとフラット化されることとなります。一方で所得税は、現行の10から37%の4段階の税率が4から40%の6段階の税率に変更され、住民税、所得税のトータルで増税にならないようにされているというふうに言われております。この税源移譲によりまして、葛城市では2億6,000万程度の増収が見込まれるということでございます。しかし、増収が見込まれるといいましても、不況や生活苦の中で滞納世帯の増加という現実がある中で、税の収納をめぐる問題がさらに深刻化することが心配されます。

次に、第95条ではたばこ税の増税であります。市町村民税で1,000本当たり321円の増税で、国税、県税など合わせますと、小売では1本1円の影響となり、これによりまして、18年度の葛城市のたばこ税は1,300万円増収になると報告されております。たばこは百害あって一利なしと言われ、健康増進という目標の上から出た、そういった増税であるなら一定理解できるものですが、新規国債の発行額を30兆円に近づきたい、こういう小泉首相の意向で、市税とともに取りやすいところから取るという手法の増税であり、支持できるものではありません。

さらに、附則21条では定率減税の全廃であります。17年度で半減が決定をされまして、本年度実施されます。葛城市では6,040万円の増収になり、本年度でさらに全廃になりまして、19年度で1億2,800万円余りの増収になる見込み、このように報告もされております。ことしから連続して定率減税廃止の住民への影響が出てくることとなります。所得税、住民税で、年収500万の平均サラリーマン世帯では3万5,000万円の増税になります。年収800万の世帯では11万円の大増税ということになるわけです。一方、定率減税と同じくして実施をされました法人税率ですが、所得税の最高税率の引き下げ、こういったものはそのまま継続をされるなど、バブル期以上の収益を上げている大企業への優遇税制こそ、今こそ廃止すべきものではないでしょうか。

以上、国の地方税法改正に伴う葛城市民の税負担の増加は、今でさえ厳しい生活にさらに拍車をかけるものであり、認められるものではないことを申し上げまして、反対討論いたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 私は賛成の立場から討論いたします。

本案件は、地方税法の改正に基づくものであります。この葛城市税条例の一部を改正する条例、これは地方にできることは地方にという方針のもとに進められております三位一体の改革、その一環として行われる税源移譲に伴う条例改正であります。所得割の税率は現在の

3段階、3%、8%、10%から6%へとフラット化され、県税の4%と合わせまして、一律10%の比例税率構造となります。これは、高額所得者の多い地域に税収が集中することなく、税源移譲を可能としたものであります。

一番気になる税負担についてですが、住民税のフラット化に対し、国税であります所得税の税率構造も現状の4段階から6段階へ見直されます。さらに、人的控除の差に対応した減額措置等も講じられます。このことにより、所得税と住民税を足したものの、この納税者負担は税源移譲の前後では変わることはございません。あくまで所得税と住民税のバランスが変わるということでございます。国から地方へ、葛城市への税源移譲の結果、先ほどもございましたけれども、本市では約2億6,000万の税源のアップが見込まれております。しかし、収納業務ということについても市としてふえるわけで、職員の方にはご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、本件、賛成するに当たりまして、私が思う一番大切なのは、本条例改正は三位一体の中で地方が自主的にサービスを行うということが目的であります。葛城市としての行政手腕が問われる第一歩というふうを考えております。本市の能力を十分發揮していただきますようお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第41号議案を議題といたします。

本議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、西川君。

西川都市産業常任委員長 去る14日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました議第41号議案につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

付託されました41号議案は、下水道債を低利に借りかえるという議案でございます。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員会の報告といたします。

亀井議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、川西君。

川西議員 ただいま上程を賜りました発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、説明をさせていただきます。

今日、破産申立件数は平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と、依然として高水準にあります。これは消費者金融、クレジット、商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ、倒産による失業や収入減、生活苦、低所得等を理由とする不況型、生活苦型の自己破産が大半を占めています。また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にも上り、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因となっているケースも多く、依然として深刻な社会問題であります。多重債務者を生み出す大きな要因の1つに高金利が挙げられます。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下出資法という）上の上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者がこの出資法の上限金利で営業しています。この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法、貸金業の規制等に関する法律（以下貸金業規制法という）及び出資法の一部改正の制定の際、同法施行の後、3年をめどに見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされています。

現在、我が国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利時代にあるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利であります。

金融庁の広報中央委員会が実施した世論調査によれば、貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れません。年収が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働、契約社員等で収入の安定が確保できない環境のもとにさらされているのが実情であります。突発的な資金需要、病気、けが等により働き手に何かがあれば借金をせざるを得ない。出資法上の異常なまでの高金利で借入れをすれば、だれでも家計が圧迫され、返済困難に陥るのは目に見えております。リストラ、倒産による失業等、厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が、安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要であります。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を任意に支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いとみなすと規定されております。しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆるみなし弁済規定の存在が、貸金業者等の利息制限法違反金利での貸し付けを助長し、多くの多重債務者を生み出しているものであります。また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することを立法趣旨としている強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法第43条は、その立法趣旨に反し、また、資金需要者の利益の保護を図るという貸金業規制法自体の目的規定とも相入れないものとなっているといえます。したがって、貸金業規制法第43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃すべきであります。同時に、出資法附則に定める日賦貸金業者、日掛け金融については、その返済手続が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず、違反行為が横行して、悪質な取り立ての温床にもなっていること等からその存在意義自体を認める必要はなく、日賦貸金業者に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要があります。

また、電話加入権が財産的価値を失いつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的、経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきであります。

よって、葛城市議会は国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請いたします。

記

第1「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき

1. 現行法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
2. 現行法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

第2「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき

1. 現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。
以上です。

亀井議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
16番、高井君。

高井議員 提出されました本意見書に賛成の討論をさせていただきます。

意見書でも言われておりますように、不況型、生活苦型といわれております自己破産が多発しております。その多くが多重債務によるものと見られております。先日の新聞に、日本弁護士連合会主催で、多重債務問題シンポジウムが開かれました。高い金利を払い、みずからの命を絶った母の借金は、既に払い終わり、過払いになっていたのです。こういう被害者の涙の訴えがあった。このように報じられております。現在の公定歩合は0.1%、銀行の貸出約定の平均金利は約2%以下という、超低金利状態にあるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでの高金利といえるものであります。金融庁の貸金業制度等に関する懇談会では、サラ金側が借り手に貸し込んでいる実態やデータを分析した上で、多重債務解決のためには上限金利を利息制限法年15から20%までに引き下げるべき、このような結論を出しましたように、早急な改正が求められるものであります。さらに、日掛け金融は要件を守らず、違法行為が横行し、ヤミ金など悪質業者やその取り立ての温床になっており、特例金利を廃止するのは当然であります。リストラや倒産による失業や収入の減少、貧富の格差が増大するという厳しい社会経済情勢の中で、多くの市民の皆さんの生活はぎりぎりの状態であります。これ以上の高金利、多重債務による被害を出さないために、早急にこの法改正をしていただけますよう、それを求めますこの意見書に対して、賛成をいたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより発議第4号議案を採決いたします。
本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、発議第5号 教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

16番、高井悦子君。

高井議員 それでは、ただいま上程いただきました意見書につきましての提案説明をさせていただきます。

内容は、教育基本法の改定でなく、その理念の実現を求める意見書でございます。議員皆様もご存じのとおり、16日に今国会が閉会をされまして、教育基本法改定案は継続審議となりました。しかし、引き続き秋の臨時国会で成立が目指されておりますことから、本意見書のご審議をお願いするところでございます。よろしく願いをいたします。

教育基本法は、教育の憲法といわれるほど重みのある法律です。政府はこの基本法を改定する理由として、時代の要請にこたえるためと言い、少年犯罪、耐震偽装、ライブドア事件など、社会のありとあらゆる問題を教育のせいにして、だから教育基本法の改定をと言っております。しかし、これほど無責任な言い方はないのではないのでしょうか。今、子供の非行や、学校の荒れ、学力の問題、高い学費による進学や中途退学等、子供と教育をめぐるさまざまな問題を解決することをだれもが願っております。

しかし、これらの問題の原因は教育基本法にあるのではなく、歴代の自民党政治が基本法の理念を棚上げにして、それに逆行する競争と管理の教育を推し進めてきたことにあります。教育基本法第1条、「教育の目的」では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」、このようにされております。

基本法でうたわわれていますこれらの理念は、59年たった今も、教育の指針にするにふさわしいものであることは、国連子どもの権利条約の精神にも合致し、世界的にも認められているところであります。憲法と一体に制定されました教育基本法は、日本が引き起こした戦争によってアジア諸国民や日本国民の痛ましい犠牲をつくったことへの反省に立ったものです。かつて、天皇絶対の専制政治が子供たちに、日本は神の国、お国のために命を捨てよと教え込み、若者たちを戦争に駆り立てていったことを根本から反省をし、平和、人権尊重、民主主義という憲法の理念を実現する、そういう人間を育てようという決意に立って、教育基本法が制定されたものであります。

今、日本の教育は学力問題や不登校、いじめや少年犯罪、虐待問題など、子供の成長、発達をめぐって、重大な課題に直面をしております。その解決をすることが迫られております。今すべきことは、教育の原点である教育基本法の目指す理念や内容が、この間教育の現場や教育行政によってどのように実現されてきたのか、そしてこれから何が必要とされているのか、そういった立場から総点検こそ求められているのではないのでしょうか。

以上のことを申し上げまして、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書の提案説明とさせていただきます。

議員皆様のご理解をいただきまして、ご賛同いただけますことをお願い申し上げます。

以上です。

亀井議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
3番、西井君。

西井議員 ただいま上程されます発議第5号の意見書について、反対の討論をさせていただきます。
私、以前より教育基本法の改正論者であります。もともと教育というのは、国づくりは人づくり、まちづくりは人づくりという観点から、今の教育基本法の改正は、戦後60年行き詰まった感のある、戦後教育を何とか立て直そうとする試みであります。教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市が少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境が大きく変わりました。近年、子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘され、若者の雇用問題なども深刻化しています。今こそ将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確にする必要があると考え、教育基本法の改正に賛成し、本意見書について、反対をいたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。
1番、山下君。

山下議員 私もこの意見書に対して、反対の立場から討論させていただきます。
昭和20年、さきの戦争に負けた日本は、連合国の占領下、この教育基本法という制定を半ば強要される形で制定することになりました。そのときに、我々先人から受け継いできたこの国を愛する心、その思いを書き込めることなく、今までこの教育基本法は続いてきて、今世の中を見回してみますと、本当に心の柱がなくなっている、国の柱がなくなっている状況になっているのではないのでしょうか。やはり、教育基本法を改正し、我々日本人の心の柱であるこの地域、また社会、国を愛する心、その心をしっかりと明確に記載していただいて、すばらしい国を担っていける人材を育成するための法律にしていきたいと、そう思うので、私はこの意見書に対して反対をさせていただきます。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。
17番、白石君。

白石議員 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書案について、賛成の立場から討論を行います。
164国会に提案された教育基本法改定案は、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める国民世論の高揚の中で継続審議となりました。政府与党が提案をした教育基本法の改定案は、新法に置きかえる全面改定にもかかわらず、国会論戦の中で、現行法にいかなる問題があるのか、どこが時代の要請にこたえられなくなっているのかとただしても、小泉首相から具体的な回答はありませんでした。教育基本法改定を推進するある自民党の議員が、言うことに事欠いて、特別委員会の質疑の中で、いじめ、校内暴力、不登校、学校崩壊、学力

低下の問題、拝金主義やルール無視の自己中心主義などを並べ立て、現行の教育基本法はもはや時代に適合しきれなくなったと述べました。しかし、このような問題の原因を全て教育基本法が悪いと、教育基本法に求めることは全くつじつまの合わないお門違いな話であります。教育基本法の前文と11条から成る法律を読めば明らかであります。基本法第1条、「教育の目的」では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と、1人1人の子供たちの人格の形成を目指す、発達の可能性を最大限に伸ばすことにあると述べています。

我が国の学校教育は能力主義、学力一辺倒で子供を劣悪な学習環境に置いています。人よりも速く、いかに勉強できるかと、過密な授業や塾通いに追われ、テストで比較され、小中高校の長い間にプライドが傷つけられ、友達との信頼関係がつかれなくなっています。多くの子供が、教育の目標である人格の完成とはほど遠いところに追いやられているのであります。

今日の教育と子供をめぐるさまざまな危機の原因は、教育基本法にあるのではなく、基本法の施行から59年間教育の目的実現への努力を十分せずに、教育基本法の民主的原則を踏みにじってきた自民党政治にこそあり、全くのぬれぎぬであります。

さらに改定案は、新たに第2条として教育の目標をつくり、国を愛する態度など20に及ぶ徳目を並べ、その目標の達成を国民全体に義務づけています。愛や道徳を法律に目標として書き込み、法律で強制すべきではありません。これは憲法第9条が保障した思想、良心、内心の自由を侵害するものであります。国を愛する心情を、通知表の評価項目に盛り込んでいる公立小学校が少なくとも13都府県39市区町村に190校あることが、朝日新聞の調査で明らかになりましたが、愛国心をA、B、Cの3段階で成績をつけるというのであります。Cの「努力を要する」と評価を受けた子供は、一体どのような努力をしたらよいのでしょうか。小泉首相は率直に言って評価は難しい、こういう項目は持たなくてもよいと答え、文部科学省はA、B、Cをつけるなんてとんでもないと述べたのであります。では、どうしてこのようなことが行われたのか、これは、平成14年度以降の学習指導要領で、小学校6年生の社会科の目標として、国を愛する心情を育てようとするなどが明記されたことに根本があるのであります。

学習指導要領は法律ではありません。ところが、今度の改定案ではこれを法律に格上げをして、子供たちの心に強制をしようというのであります。戦前は、大日本帝国憲法のもとで、子供は天皇の赤子、大人は臣民とされ、国のために命をささげることが至上命令でした。その結果、戦争で多くの人が犠牲になったのであります。戦後その反省のもと、憲法が制定され、憲法の本質に基づいてつくられたのが教育基本法であります。

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と第10条に明記されていますが、ここに書かれている「不当な支配」とは、主として国家権力を指していることは明白であります。第10条は戦争教育の痛恨の反省から導き出された条文で、国家の支配を抑制し、教育の自主性、自律性、自由を保障する最大の

よりどころであります。政府与党の改正案はこの第10条を改定して、国家権力が教育内容と方法に無制限に介入しようとしているのであります。

戦後、国民は教育基本法のもとで、義務教育の保障や男女共学、障害児教育の改善などに見られるように、その理念を実現するために不断の努力を積み重ねてまいりました。また、その理念は子どもの権利条約の精神にも合致して、21世紀の教育の指針として堅持するにふさわしいものであります。

一方、今日の我が国の教育は教育格差の広がり、学力の問題や不登校、いじめ、校内暴力、虐待、少年犯罪など、子供の成長、発達をめぐって重大な課題に直面しています。子供と教育をめぐるさまざまな問題を解決することを国民は願っています。

そのために、今こそ教育の原点である教育基本法の目指す理念や内容が、この間教育の現場や教育行政によってどのように実現されてきたのか、今日の課題を解決し、子供の成長、発達を保障するために必要な施策は何かなど、これまでの教育行政を総点検する、国民的な対話と討論を行うことこそが必要だと考えます。

以上、賛成討論といたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第5号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立少数)

亀井議長 起立少数であります。

よって、発議第5号は否決されました。

次に、日程第5、発議第6号 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

16番、高井君。

高井議員 ただいま上程いただきました「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書の提案説明をさせていただきます。

3月24日に県議会で可決をされました奈良県少年補導条例に対して、施行中止を求める声広がっております。日本弁護士連合会、近畿弁護士連合会、奈良弁護士会がそれぞれ反対の会長声明や決議文を上げられております。また、女性団体や青年団体を初め、不登校や引きこもりを考える親の会、登校拒否を克服する会などの多くの人々が、拙速な条例の施行を中止することを求めておられます。

本条例は、19歳以下の青少年に対して、暴走行為や飲酒、喫煙行為を初め、26項目の不良行為を規定して、警察の取り締まり強化で対応するというものであります。もちろん、警察の適切な対応が必要な場合も多々あるわけですが、本条例では、補導対象は広範囲にわたり、不登校の子供にも及ぶなど、不良とみなされる、そういう行為に歯どめがありません。その

上、県民には警察への通報を義務づけており、少年を温かく見守り育て合う地域のつながりから、監視し合う風潮を強めることになるのではないのでしょうか。

今、若い世代では相次ぐ労働法制の改悪で、アルバイトや派遣労働の急増など、人間らしい雇用と生活が壊されています。子供たちは成育過程でも異常な競争教育にさらされ、非行や不登校、引きこもりなど、さまざまな形で傷つき苦しんでいる子供が多く生まれています。この若い世代の苦しみを一緒になって打開をする大人の責任や連帯、温かい手助けこそ求められているわけであります。

7月の条例施行前に奈良県警の説明が行われましたので、私も聞きに行っていました。その質疑の中で、警察の補導が不登校児にまで及ぶと、せっかく立ち直りかけた子供たちがまた外に出られなくなってしまうという、こういう切なる質問がありました。県警は、そういう子はだれが見てもわかるように、ワッペンか何かつけてもらう、このように答えたわけであります。不登校児への無理解と人権じゅうりんの姿勢が顕著にあらわれている、こういうことではないのでしょうか。監視をし、取り締まりという警察的対応ではなくて、青少年の気持ちに心を寄せた対応と教育的な観点からの指導こそ本当に必要だと思います。

青少年の健やかな育成のためには、警察権限の拡大ではなくて、学校や地域社会、福祉機関や医療機関などの連携を強め、県民的な議論の中で進めるべきことだと考えます。

以上、さまざまな問題を持つ本条例であることから、拙速な施行中止をし、県民の十分な議論がなされるよう、議員皆様のご理解をいただきまして、本意見書にご賛同いただけますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

以上です。

亀井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 発議第6号「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書につきまして、反対の立場から討論いたします。

本条例は本年3月に奈良県議会において成立をし、来月7月から全国に先駆けて施行されようとするものであります。その目的は少年たちの健全な育成を図るものであります。県民に対しては、子供たちに温かい声かけを促進して、警察では家庭と連絡をとり、指導・助言をしていこうとするものであります。また、本条例は保護者、学校、警察、地域が連携し、健全な少年を育成しようとするというふうに私自身も受けとめております。以上、県議会で可決して成立しましたこの条例については基本的に賛成であります。

なお、テレビとかメディアでなぜ奈良県がトップでこういうことを取り上げるんだという

ふうなことが取り上げられているところでございます。奈良県としては、奈良県の意地でもこの成果というものを見せていただきたいというふうに考えております。子供たちが健やかに育っていることが目的であると、このことが一番重要であり、この認識を忘れることなく、警察本部なり県民が取り扱われるようお願いをして、この中止を求める意見書につきましては、反対といたします。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書案に対する賛成討論を行います。

3月24日の県議会本会議において成立をし、来る7月1日から施行されようとしています奈良県少年補導に関する条例は、犯罪でもない行為を不良行為と規定をし、補導の対象にするという警察職員の権限の拡大とともに、不良行為少年を発見した県民に注意をさせ、警察に通報させる責務を負わせています。不良行為を行う少年に対し、警察職員が注意、質問、警察施設への同行の要求、所持物の提出や一時預かり、警察施設への一時保護などの権限を付与することは、少年の非行防止や立ち直り支援は教育・福祉の諸施策の充実によってこそ実現すべきとしている少年非行予防のための国連ガイドラインや、内閣府の青少年の育成に関する有識者委員会報告にも逆行するものであります。とりわけ、正当な理由がなく義務教育諸学校を欠席、早退、遅刻をすることなどを不良行為とみなされることは、学校に行くことに不安を感じて行けない子供たちを正当な理由なく学校を休む子供と決めつけ、親の責任を問い、無理に登校させようということになり、取り返しのできない重大な心の傷を負わせることとなります。このような規定は教育基本法や学校教育基本法などに定められた子供の権利を否定し、子供の心を無視する人権侵害であります。

また、不良行為少年を発見した県民に注意させ、警察に通報させる責務は、未成熟で発達途中にある子供たちを見守り、心を寄せて包み込む地域社会の子育てや教育力の役割を敵視をし、子供をお互いの目で監視をするいびつな地域社会を生み出します。政府が進めている子育て支援事業や次世代育成事業は、子育てに困っている親たちを地域ぐるみで支援しようとするものでありますが、この条例は政府の施策と根本的に反するものであり、青少年の健全育成とは逆行するものであります。警察官職務執行法等の関連法規によっても認められていない職務権限を、条例によって新たに創設することは、自治体の条例制定権を逸脱した不当なものであり、いたずらに市民生活に対する警察権力の不当な介入を招く大問題であります。

そもそも、奈良県における少年一般保護事件は、年々減少しているのです。奈良県が全国に先駆けてこの条例を制定する根拠がどこにあるのでしょうか。本条例は、日本弁護士連合会会長の反対声明、奈良県弁護士会会長の反対声明に続き、近畿弁護士連合会が反対決議を上げるなど、さまざまな問題点が指摘され、反対の声が全国に広がる中での強行でありました。成立後も、奈良弁護士会は5月25日に行われた総会で、拙速に制定された条例の施行の

停止を求める、奈良県少年補導に関する条例の施行に反対する総会決議を採択いたしました。このような重大な問題は、学校や地域社会、福祉機関や医療機関などの連携を強め、全県民的な議論の中で進めるべきものでありますが、その県民的な議論は十分に尽くされていません。拙速を避け、本条例の7月1日からの施行を中止をし、十分に議論されることを求め、賛成討論といたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第6号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

亀井議長 起立少数であります。

よって、発議第6号は否決されました。

次に、日程第6、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月14日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に、2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

2番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 公明党の朝岡でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これから述べさせていただくことにつきまして、質問とさせていただきます。

現在、近年全国的に少子化問題が重視をされている中で、本市においても近年、年少人口の比率が15%前後と推移している現状で、今後ますます少子化にとどまることのない厳しい状況であると思われるわけでございます。しかしながら、健康、福祉の充実や、この恵まれた自然環境を生かし魅力あるまちづくりにより、市民の皆様が住み続けたいまち、市外からの転入等による世帯増等で、少子化に歯どめをかける努力を推進していかなければならないと思っております。その中で、地域における子育て支援並びに経済的支援の有効的な支援策として、奈良県の事業である、なら子育て応援団事業の取り組みについてお尋ねをしてみたいと思います。

この事業は、昨年8月から実施をされており、公明党の提唱する子供優先社会、いわゆるチャイルドファーストの政策を取り入れた事業でございます。全国的にも奈良県が先駆けて、家庭の負担軽減へ社会全体で応援をとスローガンを掲げ、社会全体で子育てを支援しよう、県内各企業などに参加を募って、子育てを応援する企業やその店舗は、その利用者に代金の割引や特典を設け、利用者はサービスを受けるために市町村で交付するなららちゃんカードを申請する仕組みになっています。こういうチラシがございます。このカードの申請をする資格といたしまして、18歳未満の子供が3人以上いる、多子世帯の保護者が該当するわけでございます。カードに加盟する店舗等で提示することにより、先ほど申しましたように、商品代の割引や特典サービスを受けることができるようになっております。少子化と騒がれて

いる今日で、たくさんの子供を育てている家庭や、これから子供を多く持ちたいと思っている方々には、大変に期待されている事業の1つであると思われるわけであります。

さて、この事業に対して、現状本市においてはどのように取り組んでおられ、現状本市では3人以上の多子世帯は何世帯あり、このカードを所持されている世帯ほどの程度あるかをお尋ねしてまいりたいと思います。また、現在市内でこの事業に加盟している企業、もしくは店舗ほどのぐらにあるのかも、あわせてお伺いさせていただきたいと思います。

次に、昨年6月国会で食育基本法が成立し、その理念を具体化した食育推進基本計画がスタートされたところでございます。今年度から5年間にかけて、国や地方自治体、学校、地域等で実施する食育計画の指針とすべき各分野における推進運動の数値を設定されて、策定に向け努力をしていただいております。

その推進運動の1つに、児童の朝食摂食率の向上がございます。朝ご飯を食べることで学習能力の向上、がん予防、規則正しい食生活、平均寿命の向上等の効果があると言われております。子供たちだけの問題ではございませんが、特に小学校の児童が朝ご飯を食べずに登校する主な理由には、食べたくない、また時間がないなどと、生活環境の問題もあらうと感じられますが、このような事例に対し、現状をどの程度把握され、調査をされているかをお伺いさせていただきたいと思っております。

最後に、本年度予算において、市内公共施設4カ所へ、その利用者が心停止等に陥った際に利用できる自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置をすることを3月議会で市長よりお伺いしたところでございますが、このAEDの、今後市内各学校施設への設置についてはどのような見解をお持ちいただいているか、あわせて教育長にお伺いさせていただきたいと思っております。

以上の事項につきまして質問とさせていただきます。ご明快なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

なお、再質問につきましては、自席にてさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

亀井議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 ただいま朝岡議員さんの方からご質問いただきました、本市における多子世帯の応援団事業の取り組みについてということで、ご質問いただいております。

答弁といたしまして、ご質問のなら子育て応援団事業につきましては、企業、店舗の協力をいただきまして、地域におけます子育て支援の充実を目指して、本県奈良県及び結婚ワクワクこどもすくすく県民会議の事業として、平成17年の8月から実施されたところでございます。事業に対しまして、本市の状況につきまして答弁をさせていただきます。

現在、18歳未満のお子さんが3人以上おられる多子世帯につきましては約440世帯ございまして、また、ならちゃんカードを所持されている世帯につきましては、現在70世帯でございます。この事業に加盟いただいております企業・店舗といたしましては、任意団体となっております。

次に、この事業の取り組みといたしましては、児童手当関係の申請時に加入申請をいただ

くなど、窓口で申請カード等お渡しをさせていただいておるとともに、昨年9月に葛城市の広報に掲載をさせていただいて、PRをさせていただいておるところでございます。

また、企業・店舗に対しましては、この事業に加盟いただき、子育てを一緒に応援していただけますよう、メンバー募集のパンフの配布、さらにPRに努め、事業の趣旨にご理解をいただき、できる限り多く加盟いただけるよう働きかけていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

亀井議長 宮西部長。

宮西教育部長 2番、朝岡議員さんのご質問、小中学校における食育推進運動とAEDの設置についてのご質問にお答えしたいと思います。

最近の子供たちは、夜ふかし、朝食抜きが目立ち、それが心身の健やかな成長や学校生活の充実に影響を与えているとされ、文部科学省も改善を図るため、今年度より早寝早起き朝ごはん運動を始めたところでございます。

さて、本市の子供たちが朝ご飯を食べずに登校してくる状況ですが、市内の直近の調査といたしまして、平成16年6月に新庄地区の小中学校で2年、4年、6年と、中学校の2年生を対象に実施いたしました分がございます。それによりますと、「朝食を食べますか」との問いに対しまして、小中学4学年の平均といたしまして、「朝食を食べる」と答えた者は82.1%に上ります。残りが、「食べないときがある」と「食べないことが多い」でございます。「食べないことが多い」は、学年を上がるにつれまして増加しているということでございます。中学2年生では、「食べないことが多い」と答えた生徒が6.1%となっております。ただ、この数値は国の調査、その他と比べまして、低めの傾向でございます。

次に、AEDの導入につきましてのご質問でございます。AEDの導入につきましては、今後、他地域の導入状況を視野に入れながら、慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

亀井議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまの各ご答弁に対して、厚く感謝を申し上げます。

まず、多子世帯につきましては、約440世帯ということで、少子化が深刻化している中で、市内には多くの子供さんを育てている家庭があると実感いたしております。しかしながら、県事業とはいえ、せつかくの子育て支援事業である、なららちゃんカードの普及率が約20%弱と、余りにも低いと感じるわけでございますし、また、賛同し協力をされている企業がほとんどないという現状に非常に残念な思いがいたします。

確かに、奈良県全域を見ましても、県南部の各市町村においては、まだまだ加盟店舗が少ないのが現状のようでございます。しかしながら、お隣の橿原市や大和郡山市では、飲食店において、その飲食代金の20%割引や、理容室・美容院等の技術料の割引特典等、奈良市においては各学習教室の入学金の免除等の積極的な市町村もございますようでございます。ある地域では、その商店街ぐるみの支援をしていこうというキャンペーンを展開する企画を計

画されているとも伺っております。また、他府県でございますけれども、毎月19日、これを育児の日と設定し、利用者への特典やサービスを設けて、協賛企業の拡大を推進されているという事例もございますそうでもあります。私どものこの葛城市において、市内には大小さまざまな店舗、また商業をされている企業がたくさんございます。地元行政につきまして、またこの地元商業施設につきまして、商工会等への今後の働きかけを、再度お伺いさせていただきたいと思っております。

さらに、今月は食育基本法の施行以来、食育月間として国民運動の一環で取り組み、推進する月となっております。先ほどのご答弁では、新庄地区の平成16年度6月実施の調査に基づく数値をお知らせいただきました。朝食の欠食率は中学校2年生では6.1%と報告がございました。全国的な数値より低いというご見解でございました。その中でも、やはり高学年、特に中学生には朝食抜きで登校してくる生徒が多いというふうにも伺いました。朝食を欠食することにより、集中力や意欲も、頭の働きも減退するというようなデータが示されています。思春期を迎える年代で生活習慣病につながる肥満の低年齢化等の増加へ進んでいくという報告もなされているわけでございます。今後、食生活や家庭での生活環境の変化に伴うに当たり、さらなる状況調査を、當麻地区も含め実施をいただけるかどうか、また、朝食をとることの重要性を、どのように教育委員会として指導をされていくのかを、再度お伺いさせていただきたいと思っております。

AEDの設置につきましては、地元市町村の動向を見きわめて研究していかれるというご答弁でございましたが、近隣の各市町村においては、現状、各学校施設におけるAEDの設置状況はどのような形でございましょうか。また、学校内に救命事例が発生した場合、現状の取り組みについてもお伺いをさせていただきたい、このように思います。

よろしくお願いを申し上げます。

亀井議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 ただいま再質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

企業等への今後の働きかけということでご質問いただいております。先般の新聞等にも県の事業の推進で強化月間という形で設けられ、県下での推進を図るというような情報も出ておるわけございまして、そうしたことに合わせながら、葛城市としても、企業・店舗に対しまして、この事業に加盟いただき、子育てを一緒に応援していただけるよう、メンバーの募集、またパンフレット等の配布等、PRに努めていきたいと、こういう思いでおります。また、事業の趣旨をご理解いただける限り、多く加盟をいただくよう働きかけていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

亀井議長 宮西部長。

宮西教育部長 再度のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、状況の調査についてでございますが、當麻地区におきましても今年度実施をさせていただきます。

次に、幼稚園・学校の指導でございますが、以下を考えておるわけでございます。

子供たちに対する指導として、朝ご飯をとることの大切さを、学級担任、養護教諭、保健

体育科、教諭などからさまざまな機会をとらえて指導をする。また、学校教員以外に、給食センターの栄養職員も非常勤講師といたしまして学校に赴き、専門家の立場から指導する。3つ目としまして、保護者に対する啓蒙啓発として、学校便りや保健便り等の印刷物や、PTAの会合を通しまして、朝ご飯を食べることの大切さを伝えるということで、3つを考えております。

次に、AEDの近隣市町村の各学校施設における設置状況でございますが、平成18年4月1日時点での県内の学校施設での設置は、斑鳩南中学校1校となっております。

最後に、学校内での救命事例が発生した場合の現状の取り組みについて、お答えいたしたいと思います。救命というように、命にかかわるような事態が発生した場合、即座に救急車の出動を要請いたします。また、専門的知識や経験を有する養護教員が、各学校に1名ずつ配置されておるわけございまして、救急車が到着するまでの間は、養護教諭が必要な応急処置を施し、ほかの職員がその補助に当たります。よって、一応専門家が校内にいるということで、ほかの一般施設に比べれば、より迅速に適切な対応がなされてきているというふうに考えております。

これで答弁とさせていただきます。

亀井議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 再度にわたるご答弁をいただき、ありがとうございます。

過日、市内、また全県下各市町村において、私ども公明党の女性局が中心となり、子育てをされている住民の皆様、20代から40代の方への子育てアンケートを実施させていただき、その調査結果を見ますと、子育てに不安を感じる事項では、圧倒的に経済的不安を問題視される数値が高かったように記憶いたしております。もちろん、子育て支援の経済的問題だけが解消すれば解決するわけではございませんが、とりわけ、多子世帯のご家庭においては、生活支援の取り組みについて大きな期待を寄せられているのが現状でございます。その支援策の一環として、県事業である、なららちゃんカードの応援団事業、ご答弁がございました、所轄の児童福祉課だけでの啓発推進ではなく、行政全体の皆様のご協力をいただき、多くの利用施設が賛同し協力していただける取り組みを期待をいたしております。

また、葛城市の子育て支援事業の現状においては、近隣市町村に比べてかなり先行して、充実した内容の子育て教室など、子育て支援センターのこういうチラシがございまして、各位の尽力によるこの事業につきましても、多くの市民の皆さんからの感謝の声を聞いてございます。評価をさせていただいております。その観点からも、この多子世帯応援事業の応援団啓発のなららちゃんカードの推進運動とあわせて、今後の取り組みの中心的役割をお願い申し上げたいと思います。

朝食の摂食率の向上につきましても、食育推進基本計画の柱であり、児童の家庭生活にも密着した問題であるために、非常にプライバシーな環境へも取り組んでいかなければ、なかなか改善していくことが進まない問題であろうとは思いますが、栄養教諭の定数設置など、県への働きかけも積極的に心がけていただいて、先ほどご答弁がございましたように、保護者の皆さん方にも、たびたびの機会にその重要性を語り、朝ご飯欠食率ゼロ%を目標とする、

健康長寿のまちづくりの一翼を担う推進運動に、継続調査を含めた活動をよろしくお願いを申し上げます。

AEDの設置状況につきましては、県下の状況は理解させていただきましたが、全国的には公明党の地方議員団の強い要請もあり、愛知県の全公立高校に設置された事例や、政令都市のさいたま市でも、本年度から全公立学校161校に設置が決まったことが報告されております。また、茨城県の取手市においても、市内全小中学校26施設に市内公共施設を含む59台の設置を決めたと報道をされております。このように学校施設への普及が高まってきつつある中で、教職員の皆さん方に対しても救命の講習会の実施も早急に取り組んでいっておられるという記事も拝見をいたしました。公共施設に比べて、学校施設では救命に対する人的措置が施してあるために、設置の優先順位としてはまずは現状の公共施設の設置をすべきというご答弁でございましたのはよく理解をさせていただきましたが、やはり、今後においては、各市町村においても学校施設への設置の要望が多く議論になってくると思います。本市におきましても、現状の設置決定の各施設に利用される多くの市民の皆さんや施設の職員の方々への、この救命の講習会の実施や、学校施設導入に差し当たっての教職員の皆さんの救命講習会を定期的な実施計画を立てて、早急にAEDの市内小中学校に設置の要望をお願い申しておきます。

以上、各要望に対しまして前向きなご答弁、大変ありがとうございました。

さらなるご検討をいただき、安心・安全のまちづくり、市民に優しいまちづくりにご尽力いただくことをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

亀井議長 これで、朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時36分

亀井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、川西茂一君の発言を許します。

川西茂一君。

川西議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

循環型社会の構築に向けた取り組みの一環としまして、もったいない運動、またエコライフの推進について質問させていただきます。

今、地球の温暖化問題について協議がなされております。地球の悲鳴が聞こえてきています。インドネシアのスマトラ沖地震・津波に続くジャワ島中部地震、また、ヨーロッパの熱波、インドとバングラデシュの大洪水、また北米や中米のハリケーン等々、最近甚大な自然被害が続き、地球環境の異変が目立ちます。グリーンランドの氷河流出は、10年間で2.5倍にふえ、海面上昇に影響を与えています。また、アフリカやアジアの砂漠化は、地球温暖化の影響でさらに拡大する可能性が高いと予測をされております。

地球温暖化の原因となっているガスにはさまざまなものがありますが、中でも二酸化炭素は最も温暖化への影響が大きいガスです。これは産業革命以来、化石燃料の使用がふえ、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度も増加しています。このままでは、2100年には地球の平均気温が1.4から5.8℃に上昇すると政府が予測をしております。特に、過去50年間の気温の上昇は自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられます。その結果、海面の上昇、気象の急変が世界各国で起こり、大きな被害が出ています。現状のまま放置しておけば、将来大変な状況に陥ることが予測をされます。大量生産、大量消費、大量廃棄が常識となり、物を大事にしない習慣がもたらした結果ではないでしょうか。もう一度昔に返って、物を大切にすることが来たのではないのでしょうか。もったいないという心、始末をするという気持ちを大事にするべきであると考えます。今できることに最善を尽くし、市民の方々がエコライフに挑戦し、地球温暖化防止に少しでも役立つ運動の展開を行政が示すべきときであると私は思います。

過日のテレビで、皆様もごらんになったと思いますが、「世界一受けたい授業」脳活性スペシャルには、ノーベル平和賞受賞者で、ケニアの環境副大臣のワンガリー・マータイ博士が講師で出演され、環境問題に対する熱い思いがストレートに伝わってきました。博士はケニアで広がる砂漠化を食い止めるため、グリーンベルト運動という植林を推進、自宅の裏庭に、たった7本から始めた植林が、協力の輪が広がり、アフリカ20カ国で約10万人が参加するまでに拡大しました。約3,000万本の木が植えられたそうです。博士の一言一言は、私たちにもったいない精神を呼びかけ、また、今すぐできることを教えてくれた、示唆に富んだものでありました。

日本で1年間に一般家庭から廃棄される食品が、何と東京ドーム32杯分に当たります。そのうち、手つかずで廃棄されるものが、1人当たり20キロにもなるそうです。食べ物がもったいないです。まだ着られる洋服が、年間1人当たり9キロ廃棄、服がもったいないと思います。また、日本全体のごみの約6割が包装ごみ、包装紙がもったいないと思います。博士は、高いお金を払ってごみを買っていると指摘されておりました。リデュース、リサイクル、リユース、一言で表現している、世界で唯一の言葉こそ、もったいないだと語るマータイ博士、1人ではなく、みんなで自分たちのできる最善を尽くせばいいんだという言葉が心に残りました。

6月5日は世界環境デーです。環境月間として行われるライトダウンキャンペーン、また、2年目を迎えましたクールビズ、これは世界の関心を呼び、ふろしきや打ち水など、日本の伝統文化も見直され始めております。そこで、葛城市のごみ対策についてお伺いいたします。

環境問題で一番大きなウエートを占めているこのごみ問題対策として、分別収集の取り組み、また、ごみ袋の有料化等、今後どのような対策をお持ちなのか、市民生活部長にお伺いします。

次に、総務部長にお伺いいたします。

新庄庁舎の年間の電気、上下水道、ガスの使用料金が幾らかお伺いいたしたいと思います。

次に、企画部長にお伺いいたします。

行財政改革の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いしたいと思います。

環境問題の取り組みの中での地球温暖化について、どのような教育をされているのか、お伺いしたいと思います。

最後になりますが、県は循環型社会構築に向けて県環境総合計画をまとめ、地球温暖化問題への対応を主眼にした数値を設定した環境総合10年計画を発表いたしました。本市の対応について市民生活部長にお伺いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

なお、再質問は自席よりさせていただきます。

亀井議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 8番、川西議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、ごみの減量化対策としての分別収集、ごみ袋の有料化についてのご質問でございますが、ごみの減量化対策は環境問題と相入れまして、各自治体が抱える大きな問題となっております。

まず、分別収集の問題でございますが、本市におきましては、新庄地区、當麻地区では収集方法、分別区分が異なっておりまして、まずこの収集方法の分別区分を統一することが急務であると考えております。具体的に申し上げますと、現在當麻地区におきましては、集団回収とあわせまして、行政によりまして古紙、白色フードトレイ等分別収集を行っておるわけでございますが、新庄地区におきましては、ストックヤードやリサイクルセンターがまだ未整備のために、集団回収で対応しているのが現状でございます。費用面、団体育成、環境に対する意識の向上の見地からは、集団回収が望ましいと思われるわけでございますが、また、住宅事情やリサイクル率の向上の見地から考えてみますと、行政による回収も考慮していかなければならないというふうに考えております。

このため、施設整備が完了いたします平成25年を目途といたしまして、新たな分別区分、新しい収集体制を発足いたしまして、剪定枝の再利用を初め、できるだけ多くのごみを再資源化に向けた取り組みを強化いたしまして、循環型社会の推進とあわせて、新焼却施設の負担軽減に努めてまいりたいと思います。

続きまして、ごみ袋の有料化でございます。既に県下で6市の方がごみ袋の有料化を実施しているのが現状でございます。また、4月から近隣でございます大和高田市がごみ袋の有料化を実施したことに伴いまして、議員の皆様方も本市に流入いたしますごみの増大をご懸念されていることと存じますが、現状におきまして、目立ったごみの流入は見られないこと、まずもってここで報告させていただきます。ただし、粗大ごみの不法投棄に関しましては、現物の所在は不明ではございますが、対前年度に比べまして増大している傾向にございます。

ごみ袋の有料化につきましては、ごみ減量化の有効な手段であることは否めないことではございますが、実施に関しましては、十分その功罪を検討していかなければならないわけではございまして、早急に結論づけるのではなく、住民の皆様のご理解とご協力によりまして、減量化の推進をしていきたいと考えておりますので、ごみ袋の有料化につきましては、今後

の検討課題といたしたいと考えております。

次に質問いただきました県環境総合10年計画につきましては、相互の関係がございますので、続けて答弁させていただきます。新奈良県環境総合計画に関しましては、平成18年3月に策定されまして、自然保全、環境保全など、多岐にわたる計画でございまして、環境指標としての現況値と、平成27年を目標値として前期指定されて、達成を評価できる形となっております。この計画の中で、市町村は県と連動して計画を推進していくものと位置づけられておりますので、本市といたしましても積極的に県の施策遂行のために共同してまいりたいと考えております。

最近におけます本市の環境問題に対します取り組みでございしますが、まず、グリーン購入法を平成17年度から新庄・當麻の両庁舎を初め、各出先機関の事務用品などのグリーン適合製品の購入を推進いたしまして、その購入状況の調査を開始いたしてございまして、現在は集計中でございます。今後は広報紙などを通じまして、市民の皆様方にグリーン適合製品の購入に関する意義などを、啓蒙啓発を図ってまいりたいと思います。

また、地球温暖化防止問題につきましても、昨年度から燃料、水道、電気、ガス等の消費量等の調査を開始いたしまして、現在集計中、また分析中でございます。今年度中に、各消費量より本市が放出しております温室効果ガス量に換算いたしまして、温室効果削減量を設定して、葛城市役所も1つの事業所といたしまして、温室効果ガス排出抑制のための行動計画を作成する予定でございます。今後はこの成果をもとに、各企業や市民の皆さん方に周知を図ってまいりたいと思います。

以上、川西議員さんの質問に対します答弁とさせていただきます。

亀井議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、8番、川西議員さんからのご質問の2点目でございます。

新庄庁舎のランニングコストについてお答え申し上げます。

平成17年度の実績という数字でございます。まず、電気代につきましては、年間で1,501万4,416円でございます。次に、上下水道料金、これにつきましては、年間で42万8,430円でございます。次に、LPガスの料金でございます。これにつきましては年間で18万8,137円というふうになっております。

今後とも、今現在実施をしておりますクールビズあるいは冬場に実施をいたしますウォームビズ、こういった運動を推進いたしまして、冷暖房による電気等の消費を極力抑制いたしまして、温室効果削減を図りまして地球温暖化防止に努めてまいりたいと、こういうふうと考えております。

以上でございます。

亀井議長 吉川部長。

吉川企画部長 8番、川西議員の行財政改革の進捗状況についてお答え申し上げたいと思います。

地方分権が進む中、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる基盤の強化、そして住民福祉の向上、さらには独自の活力あるまちづくりを推進するために、平成17年度に葛城市行政改革大綱並びに集中改革プランを策定いたしまして、積極的に推進しているところ

でございます。行政改革の内容につきましては、議員各位を初めまして、市民の皆様に集中改革プランとして公表し、ご理解をいただいているところでございます。

具体的には、第1点目に、事務事業の整理合理化につきまして、内部事務に係ります経費削減事項など、それぞれ実施すべき事項は実施し、各種事業や施設管理など、検討すべき事項につきましては現在検討いたしております。

2点目の各種補助金につきましては、平成17年度の事業報告を受けまして、補助基準を設けて、見直しを行ってまいりたいと思います。

第3点目の指定管理者を含む民間委託の推進につきましては、検討施設13カ所を含みますそれぞれの施設の運営状況などを現在調査を行っておりまして、検討を進めてまいりたいと思います。

なお、組織機構の再編や定員管理につきましては、ことしの4月に統合、また専門の課の新設を行ったところでございまして、適切な行政課題にこたえられ、簡素で機動力の高い組織として行政サービスに取り組んでまいるところでございます。また、定員管理におきましては、計画に沿いました職員の削減、またスリム化を進めてまいりたいと考えております。職員研修の一環として、ことしの5月25日に全職員を対象にした、行政改革推進委員会の委員長を務めていただいております奈良産業大学法学部教授の川上勇先生による「行政改革の推進と自治体職員の意識改革」と題しましてご講演をいただき、全庁を挙げて取り組んでおるところでございます。葛城市の行政改革の推進に、職員の意識改革のもと取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。今後、行政改革の大綱、また集中改革プランに示されました事項の推進を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

亀井議長 宮西部長。

宮西教育部長 8番、川西議員さんの質問、地球温暖化問題の教育についてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

地球温暖化問題は、学校教育では環境教育の範疇に属します。その上、地球温暖化問題はほかのさまざまな環境問題と連携するものでございますので、答弁に当たりましては環境問題の推進ということでご説明申し上げます。

さて、現行の学習指導要領で、環境教育は小中学校とも、社会科、理科、生活科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間等で取り上げております。このうち、総合的な学習の時間では、リサイクル活動や米づくり体験学習等を通しまして、環境型社会における実践力と意思の育成に力を注いでいます。また、小中学校とも、国語科の説明的文章教材にも環境問題、循環型社会の実現を目指すものを取り上げられております。さらに、曾爾少年自然の家や、吐山野外活動センターでのキャンプ活動、お世話になっております地域のごみを集める清掃奉仕活動、古紙を回収してその再利用を試みる活動や、バラエティーに富んだ取り組みを展開し、環境型社会を目指す姿勢を養おうとしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

亀井議長 8番、川西君。

川西議員 各担当部長よりご答弁いただきました。ありがとうございました。

少し再質問をさせていただきます。

ごみの分別化、また有料化等についてのご答弁をいただきました。今後時間をかけて検討するというので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

既に近隣の市町村では実施されていますが、特に五條市では、平成6年9月から処理施設が操業開始とともに、県内の市でも最も早くこのごみの処理の有料化に踏み切りました。その結果、3年間は一たん減量に成功しましたが、その後は増加しております。これは、やはり市民の意識でごみを減らすことができるということを証明しているのではないかと、このように思います。環境省も包装紙、またレジ袋の削減対策として、もったいないふろしきの推奨を大臣みずからなさっております。デパートでも、こういうふろしきのコーナーができて、特に若い方の人気が非常に高いようです。本市も処理施設の建設を検討中ですが、今のうちから市民の皆様にご協力をさせていただいて、ごみの分別化の方針を転換しておく必要があるのではないかと、このように考えます。その時点になってから実施したのでは、長期にわたってのごみの減量化にはつながらない、このように思います。今後の課題としてご検討していただきたいと思います。なお、この件に関しての再答弁は結構でございます。

次に、行財政改革の進捗状況についてもご答弁をいただきました。現在進めているという状況で、いろいろ大変だと思いますけれども、どうぞひとつ前向きにご検討願ひたい、このように思います。

また、再質問としまして、公共バス葛城号のことについてお伺ひしたいと思います。

現状の運行ルートでは、乗車している方が非常に少ないというように思います。多くの市民から、もったいないでというような声をよく聞きます。ルートを変更していただいて、また、多くの方が乗車していただけるようなルートに変更していただけないか。また、先日提案をいたしましたデマンド方式、要請型なんですけれども、これについてどのように考えておられるのか、お伺ひいたしたいと思います。

次に、新庄庁舎のランニングコストについてのご答弁をいただきました。電気が1,500万近くかかるということでございますけれども、どうかひとつ、このクールビズ、ウォームビズ等も大いにやっていただいて、少しでも減らしていただきたい、このように思います。

再質問としまして、お伺ひいたしたいのですが、これらのコストを削減する、また、地球環境を守る、また、住民や子供たちに自然エネルギーへの関心を高めてもらうために、この見せる省エネ施設というのですか、こういったことを、太陽光発電、風力発電等の設置のお考えがあるのかどうか、この点をお伺ひいたしたいと思います。

次に、環境教育の中で、地球温暖化教育についてもお伺ひしました。いろんな活動によって、子供たちの理解を深めたいというご答弁でございました。

再質問としてお伺ひいたしたいんですが、食育基本法第1章、目的第3条に、「食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。」というふうに明記をされております。子供たちが食物の好き嫌いで食物を捨て

るとか、また、学校給食の食べ残し等があるというふうにお聞きをしております。これも非常にもったいないことではないでしょうか。食べるものがなく餓死していく子供たちがいる中で、この現状をしっかりと認識していただいて、指導すべきであると考えます。教育長の指導方針をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、県環境総合計画についてもご答弁をいただきました。どうかひとつこのグリーン購入法、大いに頑張ってもらいたいと思います。また、いろんな面で積極的にこういったことを推進していただきたい、このように考えております。

それで、提案をさせていただきたいと思うんですが、京都議定書の中、また県総合10カ年計画等、目標が設置されておりますが、市民の方々の1人1人の日々の生活の中や経済活動の中での環境に対する考え方、そのものを変える必要があるというふうに思います。

秋田市の環境に優しい、いい市民になろうというのを紹介させていただきたいと思うんですが、いい市民とは、ごみの減量や省エネに取り組むエコロジークな市民のことで、環境都市を目指す秋田市が2004年度にスタートされております。e-市民認定システムの修了者のことなんですけれども、同システムというのは、初級、中級、上級、この3段階に分かれております。希望者が各家庭ごとに申し込むようになっております。初級コースでは、生ごみを絞って減量する、また、古紙を分別する。外出時に自転車や公共機関の利用を心がけるなどの項目から1つを選び、1カ月間チャレンジし、その結果、自己評価をして市に報告することによって認定書がもらえるという制度なんです。また、中級コースというのは、初級コースの取り組みに加えて、電気やガスなどのエネルギー使用量、また家庭用ごみの排出量のチェックを6カ月間続けるもので、中級認定後さらに6カ月間継続することが上級コースという形になっております。ですから、初級から上級まで取得するには13カ月かかるということになるんですけれども、各家庭でまずできることからやっていくことで、次第に省エネ、またごみの減量の生活スタイルが定着していくのではないかと、このように考えます。

もったいない活動が続けることが、循環型社会の構築、また地球温暖化防止にもつながっていくものと確信いたします。本市でも、市民の皆様が参加しやすいエコライフ運動を具体的な目標を立てて展開してはどうかと思います。市長のご所見をお伺いしたいと思いません。

以上です。

亀井議長 吉川部長。

吉川企画部長 8番、川西議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、公共バスの運行状況からお答え申し上げたいと思います。平成17年の10月に運行を開始いたしまして、はや8カ月が経過いたしましたところでございます。5月末での利用状況では、運行日数が176日、乗車人数6,198名で、1日当たりの平均では35.2人ということになっております。乗客が少なく、むだではないかというご指摘についても、今後市民の皆様の利用しやすい運行体系を考えていきたいと思いません。

次に、ご提案いただいておりますデマンド方式による運行方法についてでございますが、埼玉県騎西町で運行されておまして、この方式につきましては、登録制、有料で電話予

約で運行するシステムでございまして、過疎地域での運行と聞いております。本市のように、市街地と山麓地域との全体の運行区域には難しいと考えております。新たな運行体系の考え方といたしまして、道路状況も踏まえ、小型のワゴン車を追加し、葛城号、また、ゆうあいバスと連携を図りながら、各大字への停留所の設置など、利便性を高める検討を今後重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

亀井議長 大武部長。

大武総務部長 8番、川西議員さんの再質問にお答え申し上げます。

太陽光発電とか風力発電の設置というご質問でございます。現在、市の公共施設におきましては、歴史博物館と体力づくりセンターの2カ所の施設におきまして、太陽光発電システムが現在稼働いたしております。同施設とも1時間当たり20キロワットの能力がございます。いずれの施設におきましても、議員仰せの通り、使用電力の一部を太陽光発電で賄っておる。それと、子供たちに対しましては自然エネルギーの環境学習の推進、これをやっておると。また、市民の皆様への普及啓発の拡大ということを目的として、設置をいたしておるものがございます。今後につきましては、新市建設計画等によりまして公共施設の建設が予定をされておるところでございます。

ご質問の自然エネルギーの導入につきましては、太陽光発電あるいは水力・風力発電等の技術開発の動向、それと経済性、こういったものを今後研究を重ねてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

亀井議長 教育長。

総谷教育長 8番、川西議員さんの再質問にお答えいたします。

食に関する感謝の念と理解ということについて、学校教育でどう指導しているのかというようなご質問でございます。ご質問の中にありましたように、給食の食べ残しを初め、もったいない感覚の低下、欠落、これにつきましては、今までいろんなところから指摘されているわけですが、現在、飽食の時代、それから使い捨ての時代にあって、その影響を子供たちはもろに受けているということが、もう既に指摘されているところがございます。そしてまた、子供たちをしつけていくところの最大の教師は何かと言いますと、家庭でのしつけということが非常に重要になってくるということを思っております。私どもの年代の幼いころには、食べ残しをしようものならもったいないと口やかましく、親からとか年寄りから注意されたら、献立に文句を言おうものなら、そんなんなら食べるなというような非常に厳しいしつけがございました。その裏には、もったいない感覚の醸成ということがあるわけがございます。そういう意味から事を考えますと、やはり家庭でのしつけ、もったいない感覚の醸成をなくして、学校教育で指導し、理解させ、行動に反映させるのは極めて難しいことであろうと考えております。したがって、保護者に対する啓蒙啓発を行いながら、子供たちへの指導といたしましては、例えば図書室の本、使い古した本、これがまだ使える状態であれば修理をして使う、そういう学校教育の中で、体験を通して子供たちにもったいなさを実感

させていく、そういう取り組みを指導していきたいと考えております。

以上でございます。

亀井議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 再質問のごみ袋の有料化の考え方でございますが、この件に関しましては、過日の区長会におきましても、また、3月の議会におきましても、近隣市町村と並行して物事を実施すればというようなご意見をいただいておりますが、先ほど答弁させていただきましたように、今後の検討課題として、慎重に取り組んでまいりたいと思います。

また、古紙の回収に関しましては、現在、古紙の回収にあわせまして、缶・瓶の再資源化に対します回収団体につきましては、新庄地域につきましては31団体、當麻地区につきましては17団体、合計48団体が登録いただきまして、それぞれ努力していただいております。感謝申し上げる次第でございます。

また、エコスタイル、地球温暖化防止対策につきましては、昨年度から、総務部長が説明いたしましたように、本市といたしましてもエコスタイルを採用させていただきまして、本年も引き続きやらせていただいております。また、いみじくもさっき提案いただきました、マイバッグ運動でございます。本年はこれにキャンペーンとしてPRさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

亀井議長 市長。

吉川市長 川西議員さんから、いわゆる環境問題につきましての所見を求められたわけでございます。

いろいろとご意見をいただきましたように、あるいはまた、今まで取り組みをいたしますように、大変大事な問題であるということで、全市的に取り組みを行っているところでございます。そうした中で、先ほど秋田市の例も述べていただきました。要は、それぞれの個人個人の住人の皆さん方のライフスタイルに多く関係することであろうと思うわけでございます。そうしたことでございますので、市民個人個人の意識の高揚を図るべく、機会あるごとに、そうした啓蒙啓発に努めていかなければならないというふうに思いますし、また、市役所として、1つの事業者としての、先ほどからそれぞれの部長が答弁をいたしておりますように、そういう全体的な取り組みの中で、範を示すような方法を講じていかなければならないと、そういうことに努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

亀井議長 8番、川西君。

川西議員 市長初め、教育長、また各部長からご答弁をいただきました。ありがとうございました。どうかひとつこの問題、簡単に解決する問題でもございませぬし、また、長期に取り組んでいかないといけない問題だと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

6月というのは、環境月間なんですけれども、ことしも17日から21日の間に、CO₂削減、ライトダウンキャンペーンというのが行われております。これは、全国のライトアップの施設や、また家庭で消灯を呼びかけるというキャンペーンの一環なんですけれども、これは環境省が2003年から行っているものですが、今回で4回目となりました。地球温暖化防止のた

めに、1人1人がむだの多い生活を見直し、また、環境に優しい生活に変えていくことが大事であるのではないか、このように考えます。

先ほど教育長もおっしゃっていましたが、幼いころ、茶碗の中にご飯を少しでも残すものなら、決まって「この子はもったいないことをする」としかられました。1粒のお米も残させないというのが家庭のしつけとして当たり前でした。ところが今は、どんなものでも安く簡単に手に入ってしまう。その反動として、食べ物のありがたさ、これさえも忘れてしまったような現状ではないかと思えます。日本の古きよき時代に、しつけ用語として使われていました、この「もったいない」が、国際語としてよみがえろうとしています。父母や祖父母にたたき込まれた言葉の向こうに、私は未来が開けてくるような気がしてなりません。地球温暖化防止というのは、大変に大きな問題です。だからこそ、この小さなことの積み重ねが大事であると考えます。1人ではなくみんなで自分たちのできる最善を尽くす、このことが全てにつながっていると私は確信をいたします。どうか市民の皆様方のご理解をいただき、小さな一歩を踏み出せるエコライフ運動の推進計画、これを早急に立てていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。以上です。

亀井議長 これですべて川西茂一君の発言を終結いたします。

次に、1番、山下和弥君の発言を許します。

1番、山下君。

山下議員 議長のお許しを得まして、私の一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

まず最初にお尋ねしたいことは、介護の問題であります。

3月議会でも質問させていただきましたが、介護問題は重要な施策だと認識していますので、できるだけ市民に吉川市長のお考えを示させていただくつもりで、質問を展開していきたいと存じます。本年4月の制度改正によって、今まで受けてこられたサービスを受けることができなくなった方もいらっしゃると思います。しかし、これは国による制度改正に伴うもので、その大まかな方針としては、できるだけ自立していただく、長年住みなれたおうちで、家族とともに健康に長生きをしていただきたいということだと、私は理解しております。私も、できるだけ自分のうちで、家族とともに過ごしていただくということには何の異論もありませんし、むしろそうすべきであるというふうに思っております。

ここで、少し葛城市の介護受給者のことを整理させていただきますと、平成18年4月1日現在で、葛城市全体で65歳以上のお年寄りは6,735人いらっしゃいます。高齢化率は18.9%。平成27年には推計で65歳以上のお年寄りが9,369人で、高齢化率は26.7%になっております。これは非常に驚くべき数字で、実に葛城市の人口の4分の1以上が65歳以上のお年寄りという、超高齢化の自治体になっているという予想であります。このうち、要介護認定者の数は、平成17年10月現在で1,242人、これが市の予測では、平成26年には1,663人となっております。しかし、これはあくまで地域支援事業を初めとした重点的な介護予防を実施した上での予想であります。本年度から実施してくださっている地域支援事業は、まだ始まったばかりですので、これからその実効性や効果を期待したいところでありますし、今、ここでどうこう判

断できるものではないことは承知いたしております。

しかしながら、確実に要介護認定者の数はふえていくことには違いありませんし、その基本は、自宅における自立の支援であることには違いありません。でも、昨今いろいろなメディアで報道されているように、独居老人の問題であるとか、介護をする方も高齢者になる、いわゆる老老介護の問題も、葛城市でも出てくる懸念があるのではないのでしょうか。現在、市内の独居老人は約500人いらっしゃるかと聞いております。また、高齢化率が上がれば上がるほど、老老介護のお宅がふえてくる可能性が増してきます。やはり、家族だけでお年寄りを介護できなくなる家庭もふえてくるのじゃないかと、心配をいたしております。たとえば家族で介護できたとしても、介護疲れの問題などが、これからますます顕在化してくるのではないかと懸念をいたしております。

そこで重要になってくるのは、在宅介護を支援する施設や制度ということになってきます。特に、デイサービスや短期入所施設、いわゆるショートステイになってくるのだと思います。現在葛城市では、デイサービス事業は民間業者も含めてほぼ充足しているように見受けられます。しかし、ショートステイの施設はどうでしょう。市内にあるショートステイの数は、現在36床、7月に老健施設ができて10床ふえることになっていますが、それで合計46床ということになります。現在ケアマネージャーの方々に聞いてみると、大体ショートステイを利用しようとするとおおむね2カ月前に予約しないといけないし、緊急の場合は五條市や他市町村の施設に入所してもらわなくてはならない状態だというふうに伺っております。しかも他市町村の場合、その施設の利用規約にもよるのだそうですが、例えば五條市の施設だと、迎えに来ていただくために必要な料金が、通常だと片道184円で済むところが、別途1,500円かかってしまう。往復ですと3,368円の運賃と、ショートステイの費用の1割、それに食事代までかかってきてしまう。幾ら自己負担をしてもらおうといっても、費えがかかり過ぎるのではないかというふうに思います。4月から10床ふえることで多少は緩和されるかと思いますが、これから要介護者が年々増加していくことを考えれば、施設をふやしていくことを考えなくてはならないのではないかと思います。やはりショートステイといえども、住みなれた地元で入所されることが安心につながりますし、預けるご家族にとっても望ましいのではないのでしょうか。

幸いにして、新市建設計画では、介護福祉の充実の項目の1つに、介護保険施設整備事業の項目があります。期待をしているところでありますが、しかし、計画の平成17年度にはそのような事業はありませんでしたし、葛城市の第3期介護保険事業計画にも施設の建設について、何ら言及はなされておられません。そこで、私は心配になって、今回一般質問という形でお聞きをするのですが、この秋に出される新市の総合計画では、ショートステイ等を含めた介護保険施設の建設は計画に入っているのでしょうか。これが私の1つ目の質問であります。

2つ目は、児童の安全についてでございます。

本年度から、下校時の児童の安全確保のために、シルバーの方々を4名ふやしたり、青色パトロールカーを1校区に週2回走らせてもらっていますし、大字の方でも、尺土や北花内

で子供見守り活動がボランティアによって始められております。現在、児童を取り巻く環境は危険に満ちており、秋田県の痛ましい事件や、そのほか枚挙にいとまがないほど、児童をねらった悪質な事件が多発しております。私も、大字北花内の区長さんたちと一緒にボランティア北花内の会に参加させていただき、事務などのお手伝いをさせていただいておりますが、先月の反省会の折、警察OBの方から次のようなアドバイスをいただきました。最近では児童の安全を地域ぐるみで取り組んでいるところが多い、奈良県でも吉野町がそれぞれの小学校の下校時に市内の放送網を通じて「ただいまから低学年が下校いたしますので、ご在宅の皆さんは子供を見守ってあげてください」と放送している。葛城市でも取り組めないかというお話でした。

そこで、質問というか提案でございますが、我が葛城市におきましても、同様の方策はとれないかということです。実は一昨日も、ボランティア北花内の会第2回目の反省会を行いまして、そこでさまざまなご意見をちょうだいしてきたのですが、確かにボランティアをやってくださっているメンバーは、皆さん非常に喜びを持ってやってくださっている。例えば、初めは声をかけても子供たちはあいさつを返してくれなかったのに、最近では向こうから声をかけてきてくれる。マンションのそばを通ったら、その住民から「いつも子供を見守ってくださってありがとうございます。感謝しています」と声をかけられるなど、さまざまな意見がございました。確かに、民間でボランティアの方々のお力をおかりして、子供の安全を見守っていくことは大事だと思いますし、これからも、その輪を広げる努力をしていかなければなりません。だからこそ、民間の方々も頑張ってくださいているのですから、行政も知恵を絞って、できるだけことをしていくべきだと思うのですが、教育委員会ではどのようなお考えでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。この2つを質問とし、行政側のお考えをお示しいただきたいと存じます。

なお、次の質問からは自席にてさせていただきます。

亀井議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 ただいま、1番、山下議員さんから介護の問題についてご質問いただいております。

ご質問の趣旨につきましては、施設への入所の待機待ちの問題、ショート利用をしたいとき、不足しているんじゃないかと、こういう中でのご質問をいただいております。答弁といたしまして、今回の介護保険制度の改正によりまして、特に介護保険の中で、介護の重度化を防ぐために新たに予防重視型の施策が盛り込まれたところでございます。こうしたことから、住みなれた地域の中で安心して生活ができるよう、地域包括支援センターの設置を初め、介護サービスの供給量を見込むとともに、給付と負担との整合性を見込みながら、第3期の介護保険事業計画の見直しを図ったところでございます。

ご質問の介護老人福祉施設の入所の待機待ち者の問題、この分につきましては、家庭環境なり介護度等の判定によりまして、優先入所できるような形での、制度の運営基準の一部が改正を行われておるところでございます。しかしながら、待機者問題につきましても、早期解決につきましては難しい状況ではないかと、こういう判断をしておるところでございます。

また、ショートにつきましては、利用時間が重なることなどによりまして、希望されたときや緊急時に利用が困難な場合があることは承知しているところでございます。このたび、ご質問いただいたように、市内で7月に開設されます介護老人保健施設におきましては、入所70と、ショート10床、通所デイでございますけれども40人でございます。また、中和地域で、現在18年、19年度で計画されております施設、サービス等の整備も図られるところでございます。こうした施設の整備により、住民のニーズに対し期待するところとっておるところでございます。また、今後増大するニーズに対しまして、利用の動向も精査させてもらいながら、今回の制度の中に盛り込まれました地域密着型サービスも視野に入れながら、基盤整備に向けて努力してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁終わります。

亀井議長 宮西部長。

宮西教育部長 1番、山下議員さんのご質問に、児童の安全確保の一環として、吉野町が実施しているような下校を知らせる市内放送をしてはどうかということのご質問にお答えいたしたいと思っております。

吉野町で実施中の、下校時間を知らせる放送でございますが、各学校の先生方の手によりまして、校区内の方のみにケーブルテレビの回線を用いまして下校時間を広報しております。このシステムは各学校ごとに放送することができるため、正確な下校時間を広報できるということと、そしてケーブルテレビ回線のため、保護者や校区内の方以外には下校時間を知られる心配がないこと等の利点がございます。

葛城市の場合、市内の5つの小学校で下校時間が異なるため、仮に新庄地区、當麻地区との2地区での放送を考えましても、放送を頻繁に行う必要がございます。加えて、学校行事の日時や、休業日が異なるため、その都度放送内容の変更が求められるわけでございます。また、本市の場合、放送を徹底しようとする、どうしても屋外にも聞こえる放送設備を利用する必要が生じます。だれもが下校時間の放送を聞くことが可能となるため、かえって防犯上好ましくない場合が予想されるわけでございます。以上から、子供たちの安全な下校を願っての貴重なご提案でございますが、放送については慎重にならざるをえないという考えでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

亀井議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 1番、山下議員の介護問題につきまして、総合計画の中に施設整備の位置づけということで、お尋ねいただきました件につきまして、ご答弁申し上げたいと思っております。

葛城市の総合計画につきましては、今後のまちづくりの大きな方針でございまして、施設整備等につきましては、介護保険事業計画等で位置づけられるものと承知しておりますが、総合計画の中では、考え方等につきましては載せさせていただき予定をしておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

亀井議長 ここで暫時休憩をいたします。

午後の会議は2時30分から再開、山下君の再質問から始めます。

休 憩 午後0時32分

再 開 午後2時30分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長所用のため、私がかかわって議長の職務を行います。

1番、山下和弥君の発言を許します。

1番、山下君。

山下議員 午前中に引き続き、気分も新たに、装いも新たに再質問させていただきます。

先ほど、それぞれ担当部長の方からご回答をいただきました。

介護保険施設につきましては、確かに近隣の市町村の施設の設置のぐあいや、また、いろんなことを考えながらやっていかなければならないというお考えはわかります。わかりますけれども、新市建設計画の20ページには、住民だれもがいつでも地域に密着した、より質の高いサービスが安心して受けられるようなケアシステムの確立を図り、保健、医療、福祉の連携のもと、在宅サービスの基盤整備に努めるとともに、各種助成制度についても充実を図りますと明記してございます。

それに、同じく新市建設計画の中に、合併前に実施された新市建設計画にかかわるアンケート、これは平成15年7月に、旧新庄町、當麻町の両町で20歳以上の男女から無作為に抽出した6,000人に聞いたものでありますけれども、この中には、まちの将来イメージについて、適切と思うものの第1位に「健康福祉のまち」が入っており、全体の42.4%も占めていました。同じく、合併後に力を入れてほしい施設や事業についての第2位は「福祉施策や施設の整備充実」で39.9%もありました。これを見ても明らかなように、葛城市の住民は福祉施設の充実を望んでいるのではないのでしょうか。

先ほど部長の方から、給付と負担の整合性を見てやっていきたいというお話がありました。現在65歳以上の方々から月額4,100円、年間5万円近くの保険料をいただいているにもかかわらず、特養やショートステイ等のサービスを葛城市で受けることができない方々がたくさんいらっしゃるという現状であると思います。これは全く整合性がとれているとはいえないと思いますけれども、どうでしょうか。総合計画の中では、考え方を示すというふうにおっしゃっておりますけれども、介護計画の方には入っていないと。では、どうやってサービスを行き渡らせるために施設をふやしていくのか、その考え方を示されていないということでございます。前回の3月議会の私の一般質問の際に、吉川市長から直接、精いっぱい基盤整備について推進を図っていきたいという回答をいただいております。精いっぱい推進してくださるのであるならば、具体的に、どのように取り組んでいかれるのか、また、もし葛城市で考えていない、民間だよというふうにおっしゃるのなら、どういった形で誘致をしていかれるのか、その見通しを吉川市長に答えていただきたいと思います。つけ加えて、もし民間の施設を誘致されるならば、そこには葛城市の市民の枠を確実に確保できるのかといったこともあわせてお答えいただきたいと思います。

また、下校時の放送につきましては、さまざまな問題があるかと思いますが、ただ、いろい

ろと今お答えをいただきましたけれども、葛城市、當麻地区は防災無線、旧新庄町は有線放送で一斉になってしまうと、外に聞こえてしまうという問題でありますけれども、何も私は、初めから全市でやってくれと言っているわけではない、防災無線で地域限定、校区限定のできるのであればそれを先行してやってもいいし、いろんな形で考えていただきたいということを言っているのです。何事においても、否定から始めては新しい方策は生まれてこないと思います。私が提案していることをやってほしいと言っているのではなく、一度検討してもらいたい。また、それができなくても、こんな方法だったらできるかもしれないとか、頭を柔軟にして、発想の転換を図りながら取り組んでいただきたいということです。

要は、子供の安全を守るために、皆で知恵を絞りながら、考え得る限りのアイデアを出していく、それに対してどうやっていけば実現していくのかということを考えていくべきだと思います。放送をしたから、それが犯罪者に伝わるから、じゃだめだとか、そうじゃなくて、また、放送をやって、うるさいと言う方がいらっしゃるから、だからだめだとか、そういうことじゃなくて、本当に子供たちの安全を守るために、どういうふうにしてやっていけばいいのかということ、行政、市民、我々議会、みんなで力を合わせて考えていく、その考え方、方法が大事だと言っているんです。初めから、いや、それは難しいですとか、慎重に検討しますとか、そういった答えを私は望んでいるのではなくて、やっぱりどういうことをみんなでできるのかという、その考え方を示していただきたいと思います。

そういうことを踏まえて、以上の点に関しまして、介護保険施設の問題については、吉川市長から明確なご答弁を、下校時の放送に関しましては、教育長からお考えを賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

阿古副議長 市長。

吉川市長 山下議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

介護保険にかかわりましてのご質問であったわけでございます。介護保険制度につきましては、きょうまで、るる議論がなされてきたところであるわけでございます。いわゆる地域全体で支えていく、そうしたことが介護保険の目的であろうというふうに思っているところでございます。そうした意味で、いろんな施設の整備や、あるいはまたサービスにかかわります整備を進めてきたところでございます。

全体の問題として、いわゆる足りないといわれている施設のことでございますけれども、これは1つは、先ほど答弁をしようと思いましたがけれども、だれがどういう形で整備をしていくかという問題があるかと思うわけでございます。この施設自身の充実の問題につきましては、県の1つの大きな計画の中に入っているところでございまして、いろんな施設の進出にかかわります問題にいたしましても、ご承知かと思えますけれども、県の許可によってなされると、こういうことであるわけでございます。その意味で、市町村の方へはその意見を求められると、こういうことが1つのシステムになっているところでございます。きょうまで、先ほど来、いろんな議論の中で、待機者の問題のこともございました。我々も、住民の皆さんから直接いろんなお話も聞き及んでおりますし、ある程度は理解をしているところでございますけれども、そうした中で、きょうまで施設の、本市への進出にかかわりまして

のいろいろな話がありました状況から申しますと、今までは、奈良県南部は充足数に達しているということが言われておったわけでございまして、ところが、今言いますように、現実の問題として待機者があると、こういう観点から、我々といたしましても本当のといえますか、現況が果たして、状況はどうであろうかということを経えず関係機関との調整を図りながら、いろんなニュースなりを取り入れようとしているところでございますけれども、今申しますように、そういうふうな状況がきょうまでであるということであるわけでございます。

介護保険は、先ほども部長の方から答弁がありましたように、いわゆる需要と供給の問題、保険料にかかわってくる問題もあるわけでございます。必要なサービスができないということでは、これ、いかんわけでございますけれども、そういう意味では、住民の皆さんから負担をしていただく保険料を、どのぐらいの基準で求めていくかということと、それにかかわりまして、いわゆる施設の整備をどの程度図らなければならないということとの整合性の問題、このことが問われるわけでございます。そうした状況を踏まえながら、5年を経過した介護保険の制度が、今年度見直しをされたと、こういうことであるわけでございます。したがって、今まで住民の皆さんからいろいろとサービスにかかわって聞いておりますこと、これはできるだけ市として施設の整備をしていくということだけじゃなしに、きょうまでは、私は民間のそうした活力を導入しながら、いわゆる整備を図っていただけると、こういうことで至っているところでございます。したがって、先ほど申しましたように、県の全体的な計画の中で、本市のあるべき姿、そうしたものを踏まえながら対応をしていきたいと。

また、先ほどから、新市建設計画の中での介護事業にかかわりましての考え方も、こういうふうになっているやないかというご指摘もあったわけでございまして、そういう気持ちはもちろん変わらないわけでございまして、先ほどから申しますように、何とか整備を図っていきたいというふうには考えているところでございますけれども、今まで述べましたように、いろんなかわりの問題もあるわけでございますので、そういう面と十分調整をしながら、さらに努力を重ねていきたいというふうに考えます。

阿古副議長 教育長。

総谷教育長 山下議員の再質問にお答えします。

子供の下校時の放送を行ったかどうかというご質問でございます。子供の安全確保について、1つの提案をいただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。これにつきましては、このような事業というのは、一度実施するとすぐやめられないという観点から、慎重に慎重に検討させていただきます、ということの答弁を先ほどさせていただいたわけでございます。

幸い、先進的に実施している市町村が全国的にありますので、今現在、10の市と町の情報も得ているんですけれども、どういうシステムで行っているのか、担当をどこでやっているのかということ、それから、学校がどれだけあるのか、市民の手ごたえはどうか、苦情はどうであるのか、いつまで続ける予定なのか、放送の内容はどんな内容かということの情報を10カ所いただいております。そういうところを、そのことの効果、それから長期にわたることになりますので、実施上の困難さがあります。それから、マンネリ化ということがありま

す。先ほどおっしゃいましたように、放送することによって、かえって犯罪を誘発すること、そういう意見もあるわけでございます。もちろん、毎日放送するのはやかましいということで、苦情も随分あるということも聞いております。そういうことから、他地域のいろんな実施情報をいろいろ検討しながら、本市で可能ならば、どういう方法があるのかということも含めて、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

阿古副議長 1番、山下君。

山下議員 今、市長並びに教育長にお答えいただきました。ありがとうございます。

ぜひ、いろんな問題があると、介護保健施設の建設について、県との協議なり何なりあるということでございますけれども、でも、本市の葛城市の市長として、この市に住んでおられるお年寄りの方々が、どうすれば安心して、充足して、満足して暮らしていただけるのかということを中心に考えていただいて、取り組んでいただきたいと思っておりますし、ましてや、新市建設計画の中で、金額も出して明記されている、このことについて何ら対応策というか、お答えがなくいつているこの状況というのは、いかななものかというふうに思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、また、私の意見でございますけれども、最近ではまちぐるみ、地域ぐるみで、市長もおっしゃっているように、住民みんなでお年寄りの介護の問題、取り組んでいるような形、形態が提唱されております。日ごろから市長がおっしゃっているように、できる限り住みなれた地域での生活を継続できるよう、地域密着型の介護予防サービスの整備に力を入れていくという傾向でございます。その中でも、介護予防認知症対応型、共同生活介護、いわゆるグループホーム、これは本市におきましても民間の方が設置をいただいているということでございますし、それに、ご存じかと思っておりますけれども、新しい形態として、介護予防小規模多機能居宅介護という、長ったらしい名前ですが、小規模な施設も提唱されておまして、これは基本的に在宅の要介護者が通いを中心にして、利用の状態や希望に応じて、訪問や泊まりを組み合わせてサービスを提供することにより、要介護の状態が中重度になっても在宅の生活が継続できるように支援するものであると、こういった施設の設置や誘致を積極的に取り組んでいただきますよう、強く要望するところであります。

また、この葛城市を見ますと、葛城市にはゆうあいステーションという介護保険施設があります。今はデイサービスしか受けることができませんけれども、ここに通っておられるお年寄りの方々の多くは、できることなら同じ施設で、ショートステイや他の介護サービスを受けたいと思っておられるというふうに、私は仄聞しております。私も、現在葛城市がゆうあいステーションを設置し、取り組んでいただいているということは大変すばらしいことだと思いますし、利用される方も、市の建物であるということに大いなる安心感を持っておられるのだというふうに感じております。それならば、こういった既設の施設を利用しながら、多少増設をしなければならぬけれども、現在のゆうあいステーションの敷地か、また、その近くに介護保険施設を建設された方が、利用される方もより充実したサービスを受けることができるのではないかとこのように愚考いたします。現在、まだ計画の段階でございます

けれども、山麓地域の整備計画が出ております。ゆうあいステーションの近く、あのあたりは健康と休養の里といった、体の問題、健常者のところだというふうに思いますけれども、そういった構想があるやに見受けられますので、願わくば、こういった環境のよい場所、また、既設の施設に併設したような形で、介護保険施設を考えていただけたらなというふうにお願ひしたいと思ひます。

次に、下校時の放送の問題ですけれども、私は地域の住民に関心を持っていただき、行政と市民とが一緒になって子供たちの安全を守っていくことが理想であるし、そのためにさまざまな方策を考えて提示していき、また理解を求めていくことが行政に課せられた使命であると思ひます。今、教育長もいろいろと全国10カ所のところの情報を調べているということでごさいましたけれども、確かにいろいろな状態、困難なところ、マンネリ化しているところ、いろいろとあると思ひますけれども、私が言っているのは、この方策がベストだと言っているのではない。やはりできるだけお金をかけずに、お金をかければ子供の安全を守ることなんていうのは幾らでも方策はあるわけです。全部スクールバスを出して迎えにいけば、行き帰り安心なわけですけれども、そういったお金があるわけではないですから、じゃ、どうすればいいのかということ、みんなで考えていっていただきたい。そういうふうと思ひます。どうか今まで以上に、行政が一丸となってこういった問題に取り組んでいただきますように、心からお願ひをいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

阿古副議長 これて山下和弥君の発言を終結いたします。

次に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。産業廃棄物対策についてお尋ねしたいと思ひます。

昨年の6月議会にも質問をさせていただきましたが、改めてお尋ねしたいと思ひます。その後も、小規模施設というべき状態のものが林堂地区にでき、トラックで持ち込まれたものを仕分けされているようです。その作業の中で、近隣住宅にかなり音が響くとのクレームがついています。また、風の日にはほこりが舞いはしないかとの相談も受けています。こういった苦情を環境課に持ち込まれた方が、問題の処理場が農地の転用なしで始めていることから、まずは、農林商工課へ行くようにと言われたそうです。確かに、まずは農業委員会かもしれないが、実際環境に異変を来しているわけですから、こういったことに対しては環境課も受けられて、合同で対処すべき問題だというふうに考えます。一般的に住民の皆さんは、農地の転用云々より、まずは環境課にというふう認識なさっておられます。

また、その一方で、問題の処理場のように、田畑に隣接している場合が大方です。そうなりますと、田畑の所有者にとりましては、ほこりだけでなく、土壤汚染により周辺に流れ出る水などに影響が出はしないか、また、それによる農作物は大丈夫かという心配も出てくるわけです。環境、そして農地とともに、どちらにもかかってくる問題だと思ひます。

ただ、こういったことは、起こる前に何か手だてをすべきだと考えます。以前質問しまし

たときには、用地を売却されるときには、適正な相手に適正な価格でと言ったふうに記憶しています。基本的にその考えはかわっていませんが、ただ、現在の状況下では、余裕があって土地を手放される方はほとんどおられず、何かの事情で、どうしても手放さなくてはならなくなった、そんな事情の方にとっては、買われる相手が何に使用なさるのかより、買い手がつき次第、また少しでも高い価格で売却したいという思いから、こういった処理場ができてくるように思います。これらのことを考えますと、やはり何か条例なりの規制を設けて、土地を取得しても葛城市ではなかなかこういった処分場は始めにくいという態勢づくりが必要だと考えます。例えば、五條市のように小規模施設においても、自治会合意などの条件を満たさなければ始められないとかの規制があればと思います。廃棄物の処理施設の必要性はわかりますし、きちっと住民の迷惑にならないように処理をしておられる業者もたくさんありますが、環境に悪影響を及ぼして、このように問題になっている以上、何らかの規制が必要だと思われませんが、このことについてのご意見を伺っておきたいと思います。

質問は以上です。再質問は自席で行わせていただきます。

阿古副議長 市民部長。

杉岡市民生活部長 まず、質問にお答えいたします前に、私どもが所管いたしております環境課の職員の方が、市民に対しまして不見識な不適切な対応をいたしましたことに関しまして、おわび申し上げます。なお、事実関係を調査いたしまして、改めて吉村議員さんに対しましておわび申し上げます所存でございます。

それでは、5番、吉村議員さんの、産業廃棄物に対しましてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、農地転用での資材置き場や、青空駐車場において行われます産業廃棄物の中間処理や、古物商の事業活動による苦情処理の対応につきまして、窓口を1つにしてはとのご提案でございますが、吉村議員さんもお存じのように、農地転用に関しましての許可権者は葛城市の農業委員会で、農地転用の目的外使用や無断転用に関する指導の窓口は農林商工課でございます。また、農地、非農用地にかかわりませず、廃棄物の処理や保管に関し適切な運営がなされるように指導するのが環境課の所掌事務であると考えております。

まず、住民から苦情があった場合の対応について説明させていただきます。

住民から、産業廃棄物や中間処理や古物商の事業活動による苦情相談があった場合、まず現場を調査して苦情の状況を調査いたします。そして、その場に原因者がおれば、まず口頭で注意をさせていただきます。次に、土地の所有者や許可状況を農業委員会に照会いたしまして、何の目的で転用されておるかを確認いたします。もし無断転用や目的外使用をされている場合につきましては、農業委員会にその旨を報告し、適正な許可や使用の指導を求めます。適正な許可がとられている場合につきましては、その使用者はもちろん、時には所有者にその状況を報告いたしまして、是正の協力を求めるわけでございます。さらにその改善が見られない場合につきましては、その事業の許可権限があるなしにかかわりませず、葛城保健所や県廃棄物対策課に連絡をいたしまして、共同して指導に当たるわけでございます。そして、なお改善が見られない場合につきましては、高田警察署の生活安全課に通報いたしま

して、協力を求めている状況でございます。以上が、環境課が取り組んできた手法でございます。

しかしながら、吉村議員さんをご質問いただいておりますように、注意して監視していかなければならない事案が多少なりともございます。環境課と農林商工課とさらに連携を密にいたしまして、問題の解決に努めさせていただきたいと考えております。なお、農地転用のことに関し、いわゆる事案の発生の根本でございます農地転用に関しまして、区長との同意、義務づけることに関しましては、県農業会議とも協議いたしながら検討をしてみたいと考えております。

次に、県の許可や届け出の義務のない小規模な施設にも市独自の規制を設けてはとのご提案でございます。近隣では五條市の、緑と水のふるさとを守る条例、また御所市では、産業廃棄物の処理施設の設置等に関する取扱要綱、この2件が近隣では施行されておるわけでございます。これらの要綱は、廃掃法8条で一般廃棄物処理施設の許可、第15条では産業廃棄物の処理施設の許可について規定されておりますが、廃掃法では不許可案件となっております小規模の産業廃棄物処理施設も含めた規制の内容となっております。奈良県産業廃棄物指導要綱では、施設の設置の際につきましては事前協議をする必要等定められておまして、その添付要件とされます市長の意見書の交付の条件を定めた要綱であり、条例でございます。御所市の要綱では、産業廃棄物処理施設のうち、最終処分におけます積みかえ保管施設に関しましては、当分の間意見書は交付しないという大変厳しい内容でございます。この施設に関しましての市長の意見書は、県の方へ送らないという内容でございます。この種の条例の制定につきましてはそういうことになっておるわけでございますが、既存案件に関する適用について適用することはできませんし、ともすれば市内におけます善良な事業者も排除することにもなりかねません。しばらくは、五條市ないし御所市の条例、要綱の運営状況を見定めながら、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上、吉村議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

阿古副議長 5番、吉村君。

吉村議員 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

環境課におかれましては、適切に処理なさっています。いろいろな苦情に対しても迅速に、職員の皆さん適切になさっているんですけども、たまたまこの件に関しまして、ある方がそういうふうに対応なさっただけだと思うんですけども、ただ、相談なさる側からとれば、その方がたまたまとか、個人の意見としてとられずに、市の対応はこうだったというふうに言われると思いますので、それであえて厳しいことを言わせていただきました。

それから、産業廃棄物に対する対策については、これは地域と行政ともでチェックすることがすごく望ましいなというふうに思います。そのためには、やはり五條市の条例、先ほど部長もおっしゃっていましたが、五條市、緑と水のふるさとを守る条例というのが制定されているんですけども、これの内容につきましては地元の同意が要ということ、そのときに、周辺の住民の話し合い、そのときの会議録の提出を義務づけられているわけですね、そこが十分違うと思うんですけども。それともう1点、公害防止協定を市と結ばれ

ておられます。この中の公害というのは、一般的に大気汚染とか騒音、水質汚染ということなんですけれども、この五條市の条例は平成15年4月1日に施行されていたんですけれども、最初、これは中間処理施設だけの対応だったんですけれども、ことしの3月に新聞に載りましたとおり、小規模施設にもこれを対応するというので、条例改正がなされました。やはりこうなりますと、葛城市で問題のあるのは中間処理施設、まともな業者ではなくて、小規模のミニ処分場とかミニ処理場がいろいろと問題があるわけですから、こういった小規模施設にもこういった条例があるというのはすごく参考になるのではないかといいように思います。今までにも同意という件に関しまして、先ほどおっしゃってましたとおり、農地の転用のときに農業委員に添付する際に、隣地判なり区長、それから土地改良区の方の印があったわけなんですけれども、そうしますと本当に限られた方の承認ということだけなんですけれども、この条例でいきますと、やはり会議録をつける以上、住民皆さんの話し合いということになりますから、もしこれで住民の意見が調って同意となった場合でも、その後何か問題が起きた場合、やはり住民全体でチェックできると思うんですね。その点がすごく大きいと思いますので、ぜひこれ検討していただきたいなというふうに、お願いしたいと思います。

あともう1点、農業委員会の際に農地の転用ということで、大体が青空資材置き場というふうに提出されています。その点について、ちょっともう一度お聞きしたいんですけれども、これも去年ちょっと質問させていただいたんですけれども、青空資材置き場というのはすごくあいまいだなと思いますし、もう少し目的を絞られないのかということ、それと、それで許可された場合、そのまま放置せずに、その後も農業委員会が目的外使用されているかどうかのチェックを地元の農業委員さんがしていただいているのかどうか、そういうことをもう一度確認していただきたいと思うので、その点についてもお尋ねしておきたいと思いません。

阿古副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、ただいまの吉村議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

農業委員会におきまして、転用申請が出てくる段階におきまして、青空資材置き場という形が出てくるケースがあるんですけれども、確におっしゃるとおりでございます。この書類の中には、一応その用地がどういうふうにご利用されるのかというものを、敷地ごとに、この敷地内に、仮に建設業者ですと、当然、埋め戻し等の山土、それから掘削いたしました残土の仮置き場等が出てまいります。その敷地内、どのあたりに何を置きますよというものを、その敷地内に、細かく書いたものを添付書類として出していただいております。この書類につきましては、当然隣地同意、それから水利、それから地元農業委員さん、農業委員さんは各大字、各区には1人ずつということでは今現在ありませんけれども、近隣の農業委員さんの確認判をいただいて、提出していただくというふうになっております。あくまでも、資材置き場だから、何も農業委員会の方は徴収していないということではございません。こういった利用方法、こういった形態で利用するというものを出していただいているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

吉村議員 それともう一つ、チェック、その後の目的外使用のチェックですね。

石田産業建設部長 目的外使用の方なんですけれども、この目的外使用の方、農業委員会といたしまして、仮に1年、2年たってきた場合に、それが果たして農業委員会から目的外使用ですよということが言えるのかどうかという点がありますので、この辺につきましても、再度、県の農業会議の方と、もう一度詳しく、どういった時点まで農業委員会として指導できるかというのを確認させていただきたいと思います。この点につきましては、改めて吉村議員さんの方へまた連絡をさせていただきたいと思います。

阿古副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 質問の折、私も五條市の、水と緑のふるさとを守る条例ということ引用してお答えさせていただいたわけですが、そのほかに、この条例につきましては、罰則規定で罰金が30万円以下というふうな状況もございます。その辺の中で、他の法律との整合性も十分検討してまいりたいと思いますし、また、本来の廃掃法による許可物件につきまします大規模の方につきましては、適正な運用をされておるわけでございます。吉村議員さんおっしゃいますように、いわゆる無許可物件につきまします部分につきまして、一番苦慮しておりますのが古物商としての、それは資産であると、また片や産業廃棄物であると、その仕分けの方が非常に苦慮する部分でございます。その辺のことを十分精査いたしまして、前向きに適正な規制なり条例なり、対応させていただくように努力させていただきたいと思います。

以上でございます。

阿古副議長 5番、吉村君。

吉村議員 今、前向きにとおっしゃっていただきましたので、それを信じていきたいと思います。

それから、これも今の状態でしたら、本当に葛城市は、初め何かあっても黙っていれば、そのうちおさまるからという感じで、業者間で流れているような気がするんです。それでねらわれているような気がしてならないので、何か本当に対策をしていただきたいというふうに思います。

それから、農業委員会の方も、目的外使用でそのチェックが入れられるかどうか、そしたら農業委員の権威というのがどこまであるのかなというのを疑問に思ったりするんですけれども、その点についても、今後ともいろいろ話し合っていて、前向きに検討していただきたいなということお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

阿古副議長 これで、吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井君。

高井議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。2点でございます。

まず1つ目です。山麓の景観保全対策についてお伺いいたします。

大字寺口、太田地域における山林造成工事についての問題でございます。私たちのまち葛城市は、金剛葛城山脈を西山に抱きます緑豊かな山々に恵まれます。住民はこの自然環境を本当に大切に思い、誇りにも感じております。その山の一部が、今、見るも無残に緑の山林

がはぎ取られ、土砂がむき出しの状態が一目瞭然に見られております。住民はもとより、まちを訪れた人たちも、異常な町並みに、驚きを隠せない状況にまでなっているというふうに思います。この山林造成工事という名目の不法行為の始まりは、平成9年2月、県に寺口地域においては砂防指定行為許可申請、太田地域については景観保全地域の届け出が出されたことから、この部分についての造成変更、山の形状変更の申請が出されたところから始まっております。平成9年9月でございます。産廃を違法投棄したとして、逮捕はこの問題としてされましたけれども、その1カ月後にはまたブルドーザーが動いている、こういう状況でございます。その後においても、山林造成工事の名目で、木々を伐採し、多量の土砂を持ち込み、今では尾根を越えるほどに土砂が積み上げられた状態になっております。太田地域からその積み上げられました土砂の山を見上げますと、集中豪雨が来たら大変なことになるのでは、このように強く感じます。市はここまで来ている現状をどのように認識をされているのでしょうか。

また、県の砂防指定地において制限すべき行為を定める条例などに基づいて、どのような内容の許可申請が出され、許可を受けているのかどうか、行為の内容や施工方法、行為の期間などはどうなっているのでしょうか。さらに景観保全地域において自然景観保全条例による第2条に基づく行為の届け出、こういったものも、この点についてはどうなんでしょうか。現在に至る経緯と、今後このような事態をどう対処されようとしているのでしょうか、説明と見解をお聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一つ、何より心配されるのは、現状の土砂の積み上げによる造成が安全といえるものなのか、その点の確認はどうなっているのか、この点についてもお伺いをいたします。

まず、以上の点、山林造成工事にかかわってはお伺いをするものです。

次に、2つ目といたしまして、名実ともに開かれた行政、住民参加のまちづくりを進めるためという点でお伺いをいたします。

18年度市長施政方針では、市民の皆様との対話と協働による新しいまちづくりが挙げられております。市民の行政への関心の高まりを受け、それらにこたえられる情報を提供し、さらに多くの市民の意見を聞きながら、それを市政に反映をさせていく、行政と住民が一体になってまちづくりを進める上で大切にされなければならないことだと思います。既に葛城市が誕生いたしまして1年8カ月がたちます。まちの将来像と言える総合計画の策定が進められています。2つの町が合併という大きな選択をし、住民は新しいまちに希望を託しながらも、不安な気持ちもぬぐえずにいる、こういうのが正直なところではないでしょうか。現在策定中のまちづくり総合計画では、住民の意向をどのように把握され、計画に反映されようとしておられるのでしょうか。お伺いをいたします。

また、市長施政方針で言われております市民皆様との対話と協働による新しいまちづくり、こういうふうに言われておりますけれども、どのような取り組みを展開されようとしているのでしょうか。私は合併に伴うさまざまな不安や期待がたくさん聞かれる今こそ、市長みずから地域に出向き、ひざを交えた住民との対話こそ必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

質問は以上でございます。

再質問は自席から行わせていただきます。

阿古副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 それでは、16番、高井議員さんの、大字寺口、太田地域におけます山林造成工事について、現状に至る経緯、安全性についてのご質問にお答えさせていただきます。

この件に関しましては、先ほども申されておりましたように、平成9年に新庄商事から奈良県自然環境保全条例に基づき、保全区域内におきまして、新庄町寺口1160番地のほか、5筆及び當麻町太田1301番地における8,213.5平米の道路造成並びに森林造成を目的といたしました土地の形質の変更届が新庄町、當麻町を經由いたしまして、県風致保全課に提出され、一応の手続は済まされておるわけでございます。

次に、砂防法の関係でございます。同じく同番地におきまして、平成9年に砂防指定地域内の山林造成を目的とした盛り土の許可申請が県砂防課に提出されておきまして、平成9年4月7日付、許可番号103の97をもちまして、許可日より500日の期間におきまして許可がなされておるわけでございます。その後、変更許可申請がなされ、平成10年11月30日付でさらに500日の期間延長の許可がされまして、以後2回の変更許可が申請され、許可期間が平成13年12月31日まで延長されております。

次に、平成13年12月21日に、この造成地の拡大のため、太田1300番地ほか2筆、計327平米の追加申請と、平成16年5月31日までの工事期間の延長、工法変更により許可申請が県砂防課で受け付けをされたわけでございますが、造成地の拡大に必要な安全解析を実施し、安全率を計上した書面が不備でございましたために、許可は平成13年12月31日をもって期限切れとなっている状況でございます。なお、この件に関しまして、風致保全課への届け出はなされておりません。

このような状況でございますので、砂防課、高田土木は平成12年から平成18年4月まで、二十数回にわたるパトロールを実施いたしながら、指導もしてまいったわけでございますが、改善が見られないようでございます。また、市環境課でもパトロールを適時行いまして、平成17年2月には事業主と直接面談し、本人の意向を確かめたところ、これ以上の盛り土をする考えはなく、周囲に植林をいたしまして、子供相手のポニー牧場として使用していきたいという意向であったわけでございます。しかしながら、それ以後も重機が動いている状況で、特に最近盛り土量の増加が見受けられましたので、災害を未然に防止する意味も含めまして、県に対しまして平成18年5月23日付をもちまして、新庄商事に対しまして適切な指導がなされるよう文書をもってご依頼しているところでございます。現在は、県よりの文書による回答待ちの状況であるわけでございますが、県の意向といたしまして、県の解決の方法といたしまして、強制的な法的手段をとり、工事の中止や本人の身柄を拘束することよりも、専門家により安全解析を早急に実施させまして、その結果に基づく示された工法によりまして、当事者の技術力、まあ高い評価を持っているようでございます、当事者の技術力をもって改善させる方向で努力するとの意向を示されております。

以上、高井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 16番、高井議員さんの、住民参加のまちづくりについてのお尋ねにご答弁申し上げたいと思います。

今現在、総合計画の策定を昨年から2カ年の計画で取り組んでおるところでございます。葛城市の都市像など、指針を定める大切な計画でございます。策定の体制といたしましては、中堅職員を中心とした検討部会、また、部長級で構成する策定委員会、また、まちづくりへの市民の意見を聞く場として、各種団体長や市政モニターを含めました皆さん方で、まちづくり懇談会を開きまして、その上位機関として審議会を設置しておるところでございます。なお、市民の意見等につきましては、合併協議会の段階での6,000名によるアンケート調査、また、今回総合計画の策定に係ります市民意識調査として、1,500名の方々にご意見をちょうだいして、まちづくりの懇談会のご意見等を参考に計画に反映させるべく、策定に向け取り組んでおるところでございます。

また一方では、本市では6つのまちづくりの柱の1つといたしまして、議員の方からもお話がありましたように、住民の皆様との対話と協働による新しいまちづくりを進めております。この施策といたしましては、平成17年度から市政モニター制度を実施しておりまして、モニターの方々には地域性、また性別、年齢等を踏まえまして、公募と推薦によりまして30名を委嘱いたしております。

昨年度は、モニター会議、また市長との懇談会、施設見学会、アンケート等の依頼をいたしまして、1市民として貴重なご意見を賜っておるところでございます。このご意見につきましては、すぐに実施できるものから中長期的なものまでいろいろございまして、検討してまいりたいと考えております。なお、この市政モニター制度につきましては、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

ご質問の対話集会につきましては、市民の皆様への生の声をお聞きし、意見交換を行い、市民の皆様と情報を共有するということであります。共生のまちづくりを市民の皆様と協働で進めていくための重要な手段の1つと考えておりますので、実施につきましては十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

阿古副議長 16番、高井君。

高井議員 部長のお答えをいただきました。

まず、大字寺口、太田地区における山林造成工事についてですけれども、現状に至る経緯というのは、今部長がお答えをいただいたとおりなんですけれども、やはり、このこと自体、随分対応が遅いんだなというのを思うんです。もちろん、この地域、山林景観保全条例でありますとか、砂防指定地の行為にかかわる許可権限というのは県にありますので、県の指導に基づいてということになりますので、なかなか即座の動き、効果的な方法でというのは難しいのだろうというふうには思いますけれども、やはりこれによって被害を受けるのは葛城市民でありますし、こういったことに対して、本当に機敏な対応がなされなければならない。やはり平成9年の、当初は2月ですね、一番初めの、當麻地域で言えば形状変更、自然景観

保全地域ですので。砂防地域についても盛り土、切り土の問題ということで許可なり届け出なりがなされております。そして、9月に産廃の不法投棄ということの中で拘留をされた。すぐさま拘留後、1カ月たてばすぐ出て来て、ブルドーザーが上で動いていたというような状況です。当然、埋められています産廃はそのままというのが現状であります。そして、その後においても、いつか、いなくなったのかなという思いもありながらも、また続いてやられているというような状況になっております。この間、いろいろ経緯を聞いてみますと、既に許可期限は過ぎているとか、そんなばかりなんですね。それでもなおかつ、きのうも、おとついな、私が見に行ったのは、まだやっぱり同じように動いています、当然のごとく。そして、本当に山の形が変わっているというのは、だれが見ても悲しいぐらいに見えます。こういったことが、いかに県の指導管轄のもとにあるといえども、そして県も二十数回パトロールをしたり改善命令をしたり、また市も17年2月ですか、面談をして、これ以上せいへんねやと、牧場にするねんというようなことを言いながらもこれだということですので、確かにこういう人物ですので、何らかの違法行為として、たとえ捕まって拘留がされたとしても、また帰ってきたら同じやと、そして都合が悪くなったら姿を消してしまうというのが現実やと思うんです。この人物については、特に新庄地域では山麓に産廃を埋め立てて、地域住民の方々、そして行政に後始末をさす、そういうような状況を繰り返している人ですので、なかなか並大抵のものでないということも私も十分心得ているつもりですけれども、やはり、こんな言ったら変なんですけれども、寺口地域というのは、砂防指定地域として県による砂防堰堤が、これも非常に町の時代に努力をして県にさせたという経過があるわけですけれども、それでいて、こんな変ですけれども、私も専門家じゃないからわかりませんが、見たところですので。いわば土砂崩れというのは、もし起きれば太田地域に起きるだろうと。丸々今やっているところの下が大池という池です。その下には小池があります。そして新池があります。この新池が水がめにも転用される部分なんですけれども、やはりそういう条件のところ、現実には数年前にはもう一部、北西の部分ですね、今造成をやっているところの、そこでやっぱり崩れているんです、崩れてきて、その補償に、その田畑の石積み堤体をしてもらってはと、そういうことなんですね。あの人のやり方というのは、いつも何かあったら即行って直して、済んまへんなどということになるらしいんですけれども、そういうことで、現実には、やはり土砂崩れは起きているんですよ。今も、特に一時水の問題がどこでも、沖縄でも大変なことになっておりますけれども、その心配があるだけに、これは県の指導を待つまでもなく、努力をしてもらっているというのわかるわけですけれども、やはり時を移さず、毎日でも行ってもらって、見てもらって、指導してという、やはり市の姿勢がなければ、これはもちろん県にもしてもらわなければならないことなんですけれども、そういう、やはり緊迫した状況であるという認識を、私は持っていたいただいているのかどうかというふうに思いますので、この点についても、もう少し状況を、考え方をお伺いしたい。

それと、盛り土部分、造成部分の安全性については、安全率の計算書ももちろんついてないと、安全率をまず計算させなあかんわけですよ、それでなかったら安全かどうかはわからないと。もちろんこれには費用がかかりますし、やれ新庄商事の負担で当然すべきものと

ということになります。けれども、私はやっぱりそういうことをさせながら、まずもうとにかく中止をさせないとあかんという状況に来ていると思いますね。中止をし、そして安全率の計算をさせ、安全であることの証明、安全であるならばですけれども、証明をきちっとつけさすということを、これはもちろん県とということにもなりますけれども、最大の緊急課題として、ぜひこれはしていただきたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それと、これは平成16年12月議会で白石議員が一般質問でされているわけですが、土砂等にかかわる土地の埋め立て等の規制について、これについてのやはり市独自の条例制定をすべきじゃないかと、県や国の法にゆだねるのではなくて、やはり市としてのそういうことをしなければならぬのじゃないかと、質問をされております。そのとき、部長の方からは、現行法で対応できるというふうな見解も言われております。けれども、実際にこういう状況というのは、現行法では、現行の県の条例等々ではできないというのはもうわかり切っているわけですから、ぜひこの条例、先ほど吉村議員の方からは、いわゆる産廃の問題についての規制ということでございました。やはり市独自で、私たちのこの誇りでもあります山の自然を守るための、そして住民の安全と財産を守る、こういう点において絶対必要だということに思うわけですね。それで、そのときの答弁で市長は、市の範囲内で規制ができるようなことがあったら、そういう方法を前向きに検討していきたいと、市長はお答えいただいているわけですね。もう既に1年半たっております。そして、現状の山を見るにつけ、どのように思われているのか、そういった点で、この点、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それと、まちづくりの問題ですが、今、市の方では、まちの将来計画であります総合計画が策定中であります。そして、その総合計画を作成するに当たって、市民の皆さんの意向をどういうふうに把握しているのかというふうにお伺いをいたしました。

まちづくり懇話会でありますとか、市政モニターとかいろいろ、そしてアンケートもとったということですが、私はこれ、やっぱり当然こういうことは当たり前のことで、しなあかんわけですが、やはり通り一遍やなというふうにしか思えないんです。今、市長も当然十分認識しておられますけれども、葛城市、合併をして、本当に1つのまちとして融合していく、そういう大変大きな変化の中にあるわけです。各種団体が統一をしたり、それぞれの事業が統合されたり、取り組み方が変わったり、皆さん、その中でやはり一喜一憂しながら、戸惑いながら、この状況に対応していつているわけですね。今、私なんか「合併してどうですか」このように聞きますと、大抵余りいい返事返ってけえへんのですよね、私なんか當麻の人間ですので、「水道料金も下がったやないですか。85歳以上の敬老年金ももらえるようになったやんか、いっぱいええことあったんと違いますのん」となりますわね、やっぱりサービスは高く負担は低くということの中で、そういうふうになってきます。いろいろ言いますと、「そうやなあ」と返事をされるんですけどね、やはり自分がかかわる団体や行事などのあり方が変わっていく、それも通り一遍になって、変更だけが伝えられると、年に1回の大字ヒアリングも文書提出になって、顔も見えへんなくなってしまったと、行政が遠

くなったと感じられている、これは、私は本当にそうではないかなと思います。合併のデメリット、行政が遠くなる、きめ細かい行政がしにくくなる。もちろん3万5,000ですので、そんなに大きな市ではないというふうにはわかるわけですが、やはり行政が遠くなったと感じておられるのが現実ではないかというふうに思うわけです。

それとあわせて、今後行財政改革、これが議論されますね。同じような機能を持つ施設をどうするのかというような問題とか、いろいろあるわけです。こういったことというのは、行政の一方的な考え方であるとか、決まり事やとか、こういうことではなくて、そのプロセス、いわゆる政策の決定段階、決定に入る前から、やはり広く住民に知らせ、意見を聞いて、その上に立った施策でなくてはならないというふうに思うんですよね。実際のところ、そんなんしてたら行政は進まへんというのも私はあると思うんですよ。でもね、時間はかかっても、そうする中で、住民は行政の中身を知りますし、理解をすることで、これまで参加しただけだった人が参画者にもなりますし、ともに働いてくれる人になるというふうに思いますし、これが本当に開かれた行政、住民参加で進めるまちづくりやないかというふうに思うわけです。

今、合併をしまして1つのまちになっていく過程であります。行政の姿勢の違いやとか住民意識の違い、さまざまあります。住民の多くは不安と戸惑いがいっぱいあるわけです。こういうときだからこそ、市長みずから地域を回って、行政の基本姿勢を伝えていく、そうして住民の意見や提案や要望を聞く、その姿勢こそ本当に必要だというふうに思います。ぜひこの点について、対話集会は重要なものなので、十分検討するというところで、部長、お答えいただいておりますけれども、その点について、市長のお考えをお伺いいたします。

阿古副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 高井議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

私も通勤のときに、今までその山を眺めながら心を痛めておるわけでございます。南阪奈が今までは、目線の下に山があったのが、それを今はるかに越えて、高くそびえておるといいう状況の中で、我々市といたしましての指導等限りがございます。しかしながら、梅雨の時期も控えまして、もし崩れますと、下流域に甚大な被害が起こります。起こってからでは仕方がない。しかし、我々がすることといいますと、この状態をつぶさに県に報告いたしまして、県の措置をお願いするというところでございます。過日も、この文書、市長あての文書を持って行きましたときに、そのことを刻々と申し上げまして、不作為による責任は県にございますよと、我々は市長名でこの危険を十分に報告させていただきまして、救済、指導のお願いをしております、その無作為の責任は県にありますよという部分を申し上げまして、帰ってきた次第でございます。先ほど申しましたように、県の考え方といたしましては、法的手段に訴えまして、中止を即座にさし、または身柄の拘束をするよりも、やはり安全解析で安全率を求められました工法によりまして、本人の技術力、先ほど申しましたように、石積み技術につきましては、県の方も高く評価しているようでございます。本人の努力をもちまして改善さすという方向で進められるんだらうというふうに、今待つておる状況でございます。

また、新たな市独自の対応でございます。本来ならば、それぞれの規制する法律を守っていただくならば、こういうことは起こらないわけでございます。しかしながら、先ほど吉村議員さんの質問にございましたように、市民の安全、快適な環境を守るためには、やはり今現在それぞれ各地域で行われております独自の条例等、十分精査いたしまして、葛城市総括的な規制が加えられますような条例ないし要綱を設置したいと考えております。

よろしく願いいたします。

阿古副議長 市長。

吉川市長 高井議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

寺口、太田にかかわります問題につきましては、部長の方から答弁をいたしたところであるわけでございますけれども、先ほどから意見が出ていますように、私自身も、あそこを通りましたら、大変積み上がってきている、しょっちゅうそういうことで、担当の部長なりに県とのかかわり、県の対応の仕方がどうなっているのか、あるいはまた、市として行政指導すべきことがどうあるべきか、現状の状況として今何をすべきかというようなことを絶えず指揮をしているところでございまして、ああした現状をどう思うかということをお尋ねがあったわけでございますが、そういうことで、大変心配もしていますし、我々が及ぶ権限の範囲で、何とか対応ができれば、あるいはまた、先ほど部長が申しましたように、県の方へも、もっともっとしっかりと働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

また、市独自の条例の制定等についてもご意見があったわけでございます。先ほど吉村議員さんの意見の中にも、五條市のお話がございました。産業廃棄物にかかわってということでしたけれども、私はこの五條市の条例は、緑と水のふるさとを守る条例と、こういうことであるわけでございますので、御所市の条例との間では少し違うんじゃないかなというふうに思っているところでございまして、先般の一般質問をいただきました、内部的ないろんな意見調整の中で、そのことを強く研究をするように指摘をしているところでございます。住民の皆さんが安心して暮らせるような、そういうことになお一層の努力を重ねなければならないと、そういう観点から、できる対応はやっていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、住民参加の問題でございます。

先ほど部長が答弁いたしましたように、17年度から、いわゆる市政モニター制度も発足をいたしました。過去、いろいろとモニターの方々からご意見も承っておりますのでございます。感じますことは、公募によって参画をしていただいた方、あるいはまた、そういうこと以外に、地域性や年齢的なこと等考えまして、こちらから各大字の区長さんをお願いをいたしまして、いわゆる推薦をいただいて、なっていた方々とおるわけでございます。全くまあそういう方々にかかわりましては、いわゆる公的な機関とか職員とかも、そういう立場ではないわけでございまして、主婦の方であったり、あるいはまたサラリーマンの方であったり、自由業の方であったり、そういう方々であるわけでございます。17年度はそうした皆さん方でございますので、まずは、行政の、今現在の葛城市の実態をまずご理解をいただくこと、こういうふうなことで、とってききましたいろんなきょうまでの施設のあり方である

とか、そういうことを説明申し上げてきたわけでございまして、その後、先ほどからご指摘がありますように、合併が16年10月に成立いたしました。きょうまでの間、いろいろと、一住民としてご心配もあるわけでございますので、そうしたことについて、いろいろとご意見をいただくということで、きょうまでの間で、本当に議会の議論、そうした以外にも、いろんな、全くの一住民としてのご意見を承っておって、大変この制度についてはよかったなというふうに私自身は思っておるわけでございます。ご指摘がありますように、今年度は総合計画の策定も控えているところでございまして、できるだけやっぱり当初に表明をしてまいりましたような、住民との共生、協働というふうな意味から、住民参加をあらゆる機会を通じまして、呼びかけていきたいというふうに考える次第でございます。

提案をいただきました、各地域におきます意見を聞く機会ということについても、その方法等につきまして、いろいろと検討をしながら、先ほどから申しておりますように、できるだけ多くの皆さんから、そういう意見が拝聴できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

阿古副議長 16番、高井君。

高井議員 山麓地域の環境保全の問題ですけれども、いろいろご説明もいただきながら、理解もしていくわけですけれども、私は何も、責任の所在をどうこうでなくて、やはり不作為による責任は県にあるというのは確かなんです。でも、県だ市だと言って、責任をそれぞれ転嫁を合ってもどうしようもないと、県にあるわけですよ責任は。県のそういう条例に基づいてということですので。けれどもそういうことでは、本当に住民は納得できないです、もし万が一ということがあれば。そういうことですので、ぜひこれは認識をきちっとしていただいておりますようですので、指導を、そして安全の確認、これをとにかくさせなければならないということですので、それを早急に。そして、五條市の条例をもとにということでございます。それぞれのまちの独自性を踏まえながら、そういったことを加味しながら、やはり市独自の規制というのを、やはり指導できる根拠を持たないといけませんので、この点はぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと、まちづくりの問題ですけれども、確かに市政モニター制度でありますとか、取り組んでいただいております。各種団体との話し合いもやられておりますけれども、私、この市政モニターで、どんななんかなと、どんなことをやられたのかと、去年7回やられているんですね、施設見学は2回か3回ですね。いわゆる現状認識、葛城市はどういう状況なのかと認識をしてもらわんとあかんとか、そういうことがありました。市長が市政モニターの会議に参加されたのは2回か3回やったんやというようなことを言われているんですね。もちろん市長は忙しいですので、なかなか全てというふうには思いませんが、やはりモニターさん、市民の方は、やっぱり市長と話ができるということなんです。私が言います地域に出向いてということの中に、當麻の地域の人にとってみたら、やはり吉川市長というのはなかなかなじみのないところですので、身近に感じる中で、やはり行政の中身もより知り得るだろうというような思いもします。それと、新しいまちづくりの方向づけをするわけで

すから、ぜひそういうことが必要だと。

1つだけちょっと聞き逃しましたので、総合計画が、秋か、そのあとぐらいに策定するんだろうなと思うわけですが、このまちづくり総合計画の内容について、市民に、私はこれを直接地域に行き、やはり住民の皆さんに説明をし、そのときにも意見を聞きということが私は非常に大事やと思うんです、この総合計画についてのやはり説明会なり、いわゆるもう既に策定された後になりますので、でも総合計画は総合計画であって、基本計画は別ですので、やはりその中で具体化していくのは今後になるわけですから、そういった意味で、この総合計画の住民説明会を開く計画があるのかどうか、この点だけもう一度お伺いだけしておきます。

阿古副議長 3回目ですので、申しわけございませんが、これで高井悦子君の発言を終結いたします。

3回目ですね、たしか。

高井議員 私、10分から始めさせてもらったんです……。

阿古副議長 質疑の回数はたしか制限があったと思います。申しわけございません。

ここで暫時休憩いたします。

4時10分より会議を再開いたします。

休 憩 午後3時51分

再 開 午後4時10分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、西井覚君の発言を許します。

3番、西井君。

西井議員 議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

今回、私が質問させていただくのは、私個人の要望でもあり、葛政研の総意でもあること、また、先般我々葛政研が開いたタウンミーティングの出席者の、住民の方々及び大字区長様方の要望も含めて始めさせていただきますので、申し述べておきます。

両町が合併して、ことしの10月が来ればはや2年となろうとしておりますが、来る9月には、葛城市になって2回目の敬老会がやってまいります。そこでまず、昨年の開催された敬老会の出席者は何人だったのでしょうか。その一昨年、両町がそれぞれの旧町で開催されたときと比べ、どんな状況であったか、状況総括も含めてお答え願いたいと思います。

次に、旧當麻地区において、その減少の原因についてお答えいただきたいと思います。

私の感ずるところによりますと、旧當麻町では、年老いて、行動範囲が狭くなり、会える機会がない友達同士が年寄りになって、せめて年に一度敬老会に顔を合わせ、旧知を温め合うよい機会としてとらえたらとの発想から、以前より町が所有しておりましたマイクロバス等を職員に運転させ、また、一部は民間委託をして、送迎をしていた経緯がございます。いや、敬老会は送迎して当たり前との感覚でありました。

そこで、次にこの敬老会の送迎が、合併して廃止になった原因は何か、何が障害になってそれぞれの大字の判断に押し付けざるを得なくなったかをお答え願いたいと思います。私も昨年は区長として、その対応をどうすべきかを、大字の役員と相談をしましたが、役員が送

迎をする車の定員から勘案いたしますと、延べ十数台以上が必要となり、開催されるマルベリーホールは山麓線に直面し、ふだんでも交通量が多く、その上玄関の車だまりが小さいため、それぞれの大字がかち合っ、大変混雑が予想されること、それが原因で事故でも起きれば、せっかくの敬老会が台なしになるとの思いから、送迎を断念した経過がございます。ほかの大字では、マイクロバスをチャーターして対応されたところもあると聞いておりますが、主催者側との連携がとれなかったためか、乗降に不具合があったことも聞き及んでおります。そのようなことから、今年度2回目を開催されるに当たり、主催者としての心のこもった対応を形であらわす意味において、また、事故のない円滑な送迎をして、1人でも多くの方々が参加していただけるよう、また、旧當麻、旧新庄方式にかかわらず、新市の住民が喜んでいただける政策と考え、我々葛城市政策研究会総意として強く要望いたしまして、質問を終わります。

再質問は自席からさせていただきます。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 3番、西井議員さんの一般質問に答弁させていただきたいと思ひます。

ご質問につきましては、敬老会の参加者の送迎についてというご質問と、それに参加者の年度的な人数という形でご質問いただいております。

まず、答弁といたしまして、敬老会につきましては長年にわたりまして、地域の発展に貢献してこられた高齢者、70歳以上の長寿を祝い、9月の敬老の日に関係各位の協力をいただいて開催をさせていただいております。ご質問の参加者の送迎問題につきまして、内部的にも検討させていただく中で、今後ますます高齢化が進む現状を考えると、行政、地域並びに家族等がさらに一体となった支援が必要ではないかという考えを持っておるところでございます。そうしたことの中で、敬老会の実施を継続していくためにも、さらに市民の皆さんで祝っていかうということが本当に大切でなかろうかなと、こういう思いもいたしております。そうしたことから、各地域の方々のご支援とご協力をぜひお願い申し上げ、昨年同様敬老の日を盛り上げていただければと、こういう考えでいるところでございます。敬老会実施につきましては、さらに慎重に検討をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、参加者の人数の件でございます。平成16年度合併になる前におきまして、旧新庄地域におきまして、実施の中では約700名の出席をいただいております。また、旧當麻の実施においては、730名ほどの人数の参加ということであります。合計いたしまして1,430人という16年度の実績でございます。

また、17年度葛城市になりまして第1回目の開催をさせていただいたということでございます。そのときの人数といたしましては、葛城市全体で約1,100名の出席という形で押さえておるわけでございます。年度的に見ますと、約300人程度の減少という状況であるわけでございます。

以上でございます。

阿古副議長 3番、西井君。

西井議員 今回の答弁を聞かせてもらいますと、その前年より約300名程度参加人数が落ちているということは、私の考えるところ、やはり送迎が問題ではなかったかと、私自身は総括させていただけるような状況であったんじゃないかなと、かように思います。また、答弁の中で、行政は開催するだけ、地域並びに家族等が応援せよという答弁に聞こえたと思いますが、例えば地域等、家族等が敬老を祝うためにどのような施策を行政としては考えておられるか。まず、施策をするのに、住民を動かすには何なりとの発火点を持っていかないといけないと思います。ところが、ただ、今の返答によりますと、何の裏づけも何の施策もない返答で、単なる歓送迎のバス、ないしはほかのこともやりたくないというふうに聞き取れるわけでございます。それについてもう一度何なりと、例えば先ほどの答弁の中で、長寿を祝い、敬老の日に関係各位の協力と言いながら、何の施策もする気がないと、かように思うわけでございます。その辺の施策を何なりと考えておられるかどうかをもう一度質問させていただきます。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 西井議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

この答弁の中に、行政、地域並びに家族が一体となった支援という中で、どういう支援的なことを考えておられるのか、どういう意図であるかというようなご質問でございます。

私自身は、この行政、地域、家族とがさらに一体となってというのは、敬老会のみだけを指して言っているわけではございませんで、今後ますます高齢化が進む中で、やはり地域の高齢者を行政が主体となりながら、地域の方々の支援もいただき、家族の支援もいただき、やはり今後の高齢福祉という問題の中の敬老の1つであるというような考え方の意味でございます。

敬老会実施につきましても、先ほど答弁させていただく中で、今後、高齢化が進む中で、やはり今後事業を実施をしていく中で、実施の、人数的に申し上げますと、今現在約5,000人程度の対象人数になるわけでございます。そうしたことを踏まえたときに、今の現行のやり方で将来的に継続していけるのかどうかという問題もあるわけでございます。そうした中で、実施するに当たっての施設の受け入れの量的な問題、あるいは住民のニーズ、あるいは対象者の年齢的なことも考えていかなければならんのかなと、また、そういう現行の実施のやり方が本当にいいのか、もっといい住民のニーズに合わせた中で、いい方法があるんじゃないかというようなこともいろいろ考えられるわけでございます。そうしたことを踏まえて、今後のやり方についても慎重に検討していきたいという意味で答弁をさせていただいたわけでございます。ご質問いただいているように、本年度の分につきましても、そこまでまだ結論が出ておらない中で、昨年と同様な基本的な考え方で進まさせていただきたいと、こういう形で答弁をさせていただいたわけです。その点をご理解いただけたらと思います。

阿古副議長 3番、西井君。

西井議員 私たちの要望と、今、部長の答弁と、全くレールと同じ平行線を進んでいるように感じますが、これ以上長々と敬老会の件について質問させてもらっても答えは同じというふうに感じますので、我々の要望として、要望させてもらいまして、できるだけ前進のある、我々の要望も勘案した施策をしてもらいたいと、その中で我々議員として議員活動の中で、是々非々

の判断を下させてもらいたいと、かように思いますので、これで質問を終わらせていただきます。

阿古副議長 これ以西井覚君の発言を終結いたします。

次に、4番、藤井本浩君の発言を許します。

4番、藤井本君。

藤井本議員 ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。

私の質問は4点についてであります。

まず1点目、財務政策という名目で書かせていただきました。財務政策についてであります。財政としてももちろん意味的にはいいのですけれども、一般的に、あのまちは財政状況がいいとかいうふうに、財政イコール財源というふうなのが、一般的にとらえられているように思いましたので、財務政策というふうにいたしました。

まず、本市財政の予測について、お尋ねいたします。

平成16年度に葛城市は2町合併をなし、近隣市町村の中では財政豊かなまちという位置づけがございます。しかし、市民の中には、国が進める三位一体の改革の中、本市においても安心はできないんじゃないかという声も数多くあるのも事実でございます。そこで、財政が全国的に縮小しようとする中で、硬直化ということについて見過ごすことはできません。市当局としてどのような予測をされているのかお尋ねしたい。その中で、人件費などの義務的経費を中心とした一般経費から算出されます財政の硬直化、財政の余裕度というものを示す、経常収支比率などを用いてお示しをいただきたいと思っております。

次に、この財政の中で、歳出削減を中心といたしました改革に現在市を挙げて積極的に取り組まれ、努力をいただいているところです、しかしながら、それだけで財政は安定するかという私なりの疑問もございますので、そういったところについて、政策について答弁を求めたいと思っております。

2番目の質問は、葛城市の市職員の方々の人材育成についてお尋ねをいたします。

地方分権が進み出した中、職員の方のその役割が増すのは当然でございます。そういう厳しい中で、今後職員の方に求められるのは何とお考えなのでしょうか。また、さきの3月議会でも、我々議会で可決しましたが、給与構造の改正によりまして、評価制度というものが導入されます。これ自体、私は期待しているところですが、職員の個人個人にも不安は現在あると思われまます。職員の方の心構えも向上していただかねばならない、そのために、市側として、職員の方に対しどのような施策を講じられているのか質問いたします。実施されていることがあればそのことを、また、今現在検討されていることがあれば、そのことについてお教えてください。

次に、人材育成は能力開発をしていただく中でいろんな、また多くの部門での職種を経験するということが必要と思っております。これを言いかえると、人事異動ということで、同じ仕事、同じ部署にどれぐらいの滞在が妥当なのか、どのようにお考えなのかということになるわけですが、そういった現状と、その考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

3番目の質問は、市内各種団体に対する補助金についてお尋ねをいたします。

行財政改革の取り組みの中でも、これら補助金について見直しをされ、削減をされています。いろんな各種団体がございすけれども、全般の数字で結構ですので、合併後、どのぐらい削減を実施されているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

私はこの見直しについてですが、削減すべきものは削減しなければならない、また、各種団体の方々にも理解を求めなければならない、そのとおりだと思ひます。しかし、市の運営に住民の参加が不可欠といわれるこの時代に、その役割を拡大していかななければならないもの、また、団体の効果が期待できるもの、大きく期待できるものについては、補助金の増額ということも見直しの中に入れて、検討すべきではないかというふうには考えて思ひますが、いかがでしょうか。

さらに、間近に迫りました2007年問題との関連も触れておきたいと思ひます。

団塊の世代が退職を迎えられる、来年になると団塊の世代の第1陣の方が退職されるということだす。少し話はそこで横道にそれるんだけれども、どこで聞いたのか、私がどこで読んだのか、それすら忘れましたが、市民とは何か、住民とは何かという違いについて述べられたものがございしました。聞いたのか読んだのか忘れたんだけれども、その中で、いわゆる市民とは参加する人、いろんなことに参加する人、住民というのは、そこに住居を持ち住んでいる人と、簡単に言えばこういうふうには述べられたのを覚えて思ひます。例えばということだすので、これ自体にはこだわらないでほしいわけだけれども、こういった分け方からいきますと、葛城市においても、3万5千、6千の人口は変わらなくても、市民といわれる方が増加するというふうには予測できます。こういうときであるからこそ、時代にマッチした新しい補助金の制度を創設、またそういった論議、また検討すべきと考えますが、これについてもご意見をいただきたいと思ひます。

4番目、最後の質問についてですが、道路に隣接する水路での転落等、事故の発生状況と、その対策についてお伺ひいたします。

本年3月に、私と同世代の友人が夜、道路を歩いていて水路に落ち、自力では道路に上がれなくて、通行人に助けられ、額に数針縫うけがを負いました。また、5月の連休には、私の数軒隣の、年は60歳前後と思ひんだけれども、主婦の方がバイクに乗っていて水路に転落し、救急車で運ばれ、首に2週間のけがを負われました。さらに同じ先月、同様の死亡事故に至ったわけだけれども、そういった大きな事故が発生したのも皆様の記憶に新しいところだと思ひます。道路には道路の役割があり、水路には水路の生活用、農業用などの水路の重要な役割があります。しかし、安全面からも見直さなければならないのではないのでしょうか。そこで、いわゆるこういった事故の発生状況とその対策をお聞かせください。

消防長には、いわゆる大きなけがをされたと思われる、救急車が出動したという、その件数を最近の状況でも結構だすのでお教えください。また、道路側からの安全対策について、担当部よりお願いいたします。

私の質問は以上だす。よろしくお伺ひいたします。

阿古副議長 あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により、延長いたします。

総務部長。

大武総務部長 ただいま、4番、藤井本議員さんからのご質問でございます。

1点目の財務政策という件につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、我が国の経済につきましては、皆様方もご承知のように、消費や設備投資は引き続き増加しております。民間需要中心の穏やかな回復を続けているというふうなことでございます。

地方財政といたしましては、地方財政計画の抑制によりまして、前年度に引き続きまして大幅な財源不足が生じていると、こういう状況となっております。また、三位一体の改革によりまして国庫補助負担金の廃止、縮減。それから国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しといった改革が行われてまいりました。とりわけ、地方交付税の改革につきましては平成16年度から3年間で5兆1,000億円の大幅な削減が行われております。このような中で、少子高齢化の推進によりまして扶助費の急激な増加、また、地方分権によりまして財政需要の拡大といった、地方にとりましては大変厳しい状態と、こういうふうな状況になってきておるところでございます。

本市におきましても、歳入につきましては法人市民税の一部増収が見込まれますが、国庫補助負担金の一般財源化や、また補助率の引き下げ、地方交付税総額の抑制などによる影響によりまして、財源の確保につきましては大変厳しいというふうな状況となっております。また、歳出面におきましても、医療費を初めとする扶助費、また特別会計への繰出金の増加、新市建設計画などの普通建設事業の推進といった行政需要が増大いたしておるところでございます。

ご質問の財政指標の1つでございます経常収支比率でございます。これは弾力性を判断するといった内容の数字でございますけれども、これにつきましては、本市の平成16年度の数字につきましては92.8%でございます。ちなみに、県平均の平成16年の数字につきましては99%というふうに、非常に高いものとなっております。本市におきましても、年々硬直化が進んでいると、こういうふうな状況となっております。今後の財政の見通しにつきましては、このような非常に厳しい状況にある中がございますが、国におきましては、引き続き構造改革が推進されるものと思われまます。中でも、地方交付税の改革も行われるということで、今まで以上に厳しい状況におかれるものと、こういうふうにご考えておるところでございます。しかしながら、今後の諸施策によりまして事業の推進、また、住民ニーズにこたえるためには、ご質問の歳出の節減・合理化、あるいは事務事業の見直しなどによりまして行財政改革の推進が必須であるものと、こういうふうにご考えております。今後も財政の安定化に向けまして、より一層の努力を払ってまいりたいと、こういうふうにご思っておりますので、何とぞよろしくごお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 4番、藤井本議員さんの質問にお答え申し上げたいと思っております。

2点目の、職員の人材育成についてでございます。

国における地方分権の推進に伴いまして、これに対応できる職員を育成するため、その方

向性を示しました葛城市人材育成基本方針を本年6月に策定したところでございます。今後、この基本方針を軸といたしまして、職員の育成やその能力の開発に取り組んでまいるところであります。

この方針に示している職員像といたしましては、1つ目に、高度な倫理観と責任感を持ち、市民の立場に立った視点で物事を考えられる職員、2つ目に、多様化した市民ニーズの把握や行政上の問題をみずから発見し、その解決策を考え、条例や予算等の具体的な措置を通じて施策を実行できる職員、3つ目に、日ごろからコスト意識を持って行財政の改革を図り、計画的、効率的に職務を遂行できる職員、4つ目に、高度情報化に対応するパソコン等の情報機器を自由に操作できるとともに、そのセキュリティーに関する事項にも精通した職員、5つ目に、国際化の進展によりさまざまな国の人が暮らし、多文化の共存する地域社会となりつつあり、それらの国の歴史や文化を理解し、会話のできる職員、6つ目に、高い人権意識を持ち、さまざまな施策に人権の尊重を配慮できる職員であります。こうした職員の育成を目指しまして、職員個々の意識啓発を促すとともに、各種研修への積極的な参加や、その環境づくりを推進しているところであります。

次に、勤務成績の評価制度であります。本年4月から人事院勧告に伴いまして、勤務成績に基づく昇給制度の導入を視野に入れた給料表に改定いたしましたところでございます。しかしながら、本市におきましては勤務成績の評価制度自体がまだ確立できておりませんので、この評価制度を整備し、早期に実施できるように取り組んでいく予定であります。職員に対しましては、この評価制度が整備できた時点で、この実施方法や評価の基準を示すことで日々の職務に対する取り組みや心構えが理解されるものと考えております。

次に、職種経験の考え方ですが、地方分権による権限の移譲や多様化する住民ニーズにこたえるには、幅広い知識と経験を有する職務に精通した職員が求められるわけがございます。これには相反する面があると考えます。幅広い知識経験の醸成にはいろいろな職務を経験する必要があり、職務に精通するにはある程度の経験年数が必要であります。こうしたことを踏まえまして、バランスのとれた計画的な人事配置、人事異動を行いましていきたいと考えております。また、専門的な知識経験や資格を必要とする職種につきましては、新卒者にこだわらずに、幅広い分野からの登用を考えていきたいと考えております。

次に、3点目の各種団体に対する補助金についてのご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、各種団体に対する補助金の全般的な減額についてお答えいたします。平成17年度と比較いたしまして、金額的には946万1,000円の減額、率といたしまして13.48%の減となっております。内容につきましては、集中改革プランでお示しいたしておりますとおり、補助金額の大きい団体につきまして、平成17年度に見直しをしたところでございます。

次に、住民皆様の参加をさらに促すためには、増額も検討すべきだとのご意見につきましては、団体への補助のうち、事業に対する補助部分につきましてはその内容等により増減の検討は必要と考えております。

次に、2007年問題を目前にして新たな制度の検討につきましては、団塊の世代が退職され、

その知識・能力などを葛城市のまちづくりのため協力願うことは、非常にありがたいこととあります。これからの行政と市民との協働のまちづくりには欠かせないことと考えております。団体の自主的なまちづくりの活動への補助金や奨励金の交付制度の創設を考えてはとのことと思います。さきに申しあげましたように、これからは市民と行政が協働してまちづくりを進める中で、活動内容や提案など、内容によりまして現在交付しております各種団体への補助金の交付制度の対象として助成する方法も可能かと考えております。なお、ご質問いただいております目的で、制度化を図り、団体だけでなく、個人の提案の採用など、市政に反映できるよう検討をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

阿古副議長 消防長。

北川消防長 ここ最近の市内の水路に転落した事故等に対します救急出動、その状況と、それらに伴います事故防止対策について、藤井本議員さんからのご質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

まず、ご質問の1つ目でございますけれども、水路における事故の発生状況についてでございますが、ここ最近の状況といたしまして、平成17年1月1日から本年5月末までにおけます全救急出動、そういったものを調査いたしました。その件数は15件ございます。そのうち14人の方を医療機関の方に搬送いたしております。

この事故の状況でございますけれども、おおむね次の4点に大別いたしました。まず1つ目といたしまして、車と歩行者の接触によりまして歩行者が水路に転落したもので、これが2件ございます。続きまして、バイクや自転車の運転中、ハンドル操作を誤ったことに伴います転落事故が4件、それから、歩行中に病気等によりまして転倒した際に水路に転落したと思われるものが4件ございます。最後に路肩を歩いておられたお方が、誤って転倒し転落したもので、これが3件ございます。これらの事故に対しましてのけが等の傷病状態についてでございますが、死亡がお1人、それから重傷が3人、中等傷ということで、3週間未満の入院加療を必要としたもの、そういったお方が5人、それから軽傷者が5人、それから、けがをされてなかったということで、病院の方に搬送しなかった不搬送患者が1名おってございます。それから、年齢層についてでございますけれども、60歳以上の方が14人の搬送の中で9人を占めております、60%。こういった状況でございます。

以上、簡単でございますが、発生状況については以上のとおりでございます。2つ目のご質問につきましては、産業建設部長から答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

阿古副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、藤井本議員さんの4番目のご質問でございます水路における事故の状況と対策ということで、私の方からは道路の事故対策ということで、ご答弁申し上げます。

事故の発生状況につきましては、消防長からご答弁いただきましたとおりでございます。転落等のまず防止対策といたしましては、ガードレール、ガードパイプ、こういった防護さくの設置が一番有効かと思われれます。幅員の狭い道路では路肩に防護さくを設置することに

よりまして、有効幅員がより狭くなりますので車の通行に支障を来すことが出てまいります。これらの道路につきましては、ところどころにデリネーター、これは夜間にライトが当たることによって反射するものでございます。それから、自発光タイプの道路びょう、この自発光タイプの道路びょうと申しますのは、よく路肩なり道路センターのところで、交差点の中で赤く光っておるもの、また、路肩で黄色く発光しておるものでございますけれども、こういった設置が有効かと思われまます。これらの設置につきましては、道路状況をよく検討いたしまして、歩行者、自転車、車などがより安全に通行できるように心がけてまいりたいと思っております。

それから、先ほどのご質問の中でございました死亡事故でございますが、5月27日に発生いたしました市道忍海小学校・薑線、これの国道24号線の地下道、隧道における死亡事故でございますけれども、この隧道におきましては、既にガードパイプ、それから照明灯の増設、それからクリアランスの標示看板を設置いたしております。今後もパトロールを強化いたしまして、危険箇所の早期改修に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

阿古副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございます。たくさんのお答えをいただきまして、私の方が頭の整理ができていないような状況になっています。

まず、財務政策ということで、財政のことで総務部長からお答えをいただきました。わかり切っているやないかということをもしかしたら、数字面とかを聞いたのかもわからない。ここで私が言いたいのは、部長がおっしゃったように、現状で大変厳しいとおっしゃっている。今後、まだそれ以上に厳しくなっていく。日銀の短観やないけど、どんな言葉を使われるのかなというように思いながら聞いておったところです。三位一体の改革の中、読めない部分があります。また、おっしゃったように、私もみんなも思っていますけれども、少子高齢、超がつきますけれども、超少子高齢社会に伴いまして、民生費、これほどこの自治体でも一緒だと思います。葛城市も一緒です。民生費の割合、金額ともに本当に大幅に増加している状況なんで、その中でもまだ、近年次世代育成支援とか、福祉関係の制度、法律等もでき上がって、ますますふえるのはわかっているというふうに私自身も思っています。

そんな中でお答えいただいたのは、先般、葛城市集中改革プランというのも私ども読ませていただきましたけれども、その中に載っているように、事務事業の整理化、合理化、また、行政改革等の推進に努力していただいて、財政の安定化のために一生懸命頑張るんだというお答えをいただいた。私自身、この部門で何が言いたいかだけ単刀直入に申し上げます。この、やらんなんことは皆わかっておるやろうし、皆同じことをお思いやと思っておりますけれども、ここで言いたいのは、この葛城市集中改革プランということの中にも載っておりますけれども、収入に関する事項ということで、ここは一般ごみのこととか、施設使用料の検討ということが載っております。この改革の中で、入の分、新たな収入源の分ですね。歳入の財源、この部分についての検討をもう少し強力にやっていただきたいということを、この財務政策の中で私自身は言いたかったんです。財政の硬直化を示す経常収支比率、葛城市は92.8%、

奈良県の平均が99%やからまだましだと。ここではもうましだという言葉しか使えないわけですね。一般的に、私ら事務を取り扱ったことはないですけども、一般的に言われているのは、やはり70%から80%ということが言われているわけですから、部長がおっしゃったように、大変厳しいんだと、これからますます硬直化が進み、今以上に厳しくなるのやと。それで正しいと思っています。私らもそう思っています。それを周知して、収入源の確保ということについて、もう少しご検討をいただきたいというのが私の意見でございます。総括というふうな形で結構ですので、市長にお答えを、お考えを求めておきたいと思えます。

それと、職員の人材育成について、地方分権に対応できる、地方分権が進んで、職員の方に頑張っていたかなあかんという中で、そういう意味で私が質問させていただいたところなんです。行政改革大綱、これにも載っていましたが、人材育成基本方針というものが今月にできたんですね。私自身も見たこともないし、今説明を受けて初めてそういうものができたんだなということを知りましたけれども、私読んでないからわからないですけども、やはりそれに基づいた、地方分権に対応できる職員とおっしゃったのかな、その像はということで6点ほどおっしゃって、その環境づくりを進めるということで、そういったことをしっかりとやってあげていただきたいと思えます。これ読んだだけで、私もサラリーマン生活が長かったですけれども、言うのは簡単ですけども、非常に難しいことではないかなというふうには感じました。

その中で、何遍も同じことを繰り返すか、私も文書でつくってないから同じことを繰り返すかわからないですけども、地方分権になると、政策能力、地域でそういう能力を高めていかなければならないというふうなことがいわれているわけです。そこで、私がこの能力開発のところで言いたかったのは、質問のところにも言いましたが、職務経験を多く若い方にさせていただきたい。させてやっていただきたいと、こういうふうな思いは強く持っております。そこで部長のお答えは、幅広い知識を持つということも必要。これについては、いろんな職種を経験しなければならないと、しかし、精通とおっしゃったのかな、精通するためには長くいなければならない。非常にその判断が難しいというお答えをいただきました。おっしゃっていることはわからないことはないですけども、これからまちづくりの中で、一番最初におっしゃった地方分権に対応できる職員ということになると、やはり両方もせなあかんのやけれど、やはり知らないというのは一番あかんわけです。幅広い知識を持つためにはやはりいろんな職務を経験すると。余り入りたくはないですけども、人事異動を適正に行う。何が適正か、それは私もわからないですけども。部長に対して申しわけないですけども、今現状の人事異動の中で、平均何ぼとか、そんなんは出してもらってないでしょうけれども、問題があるのかどうか、例えば1つの部署に10年選手なんかいるのかどうかとかいうふうなこと、また部長自身の、それを統括する方としてのお考え、これについては部長にも再度お答えを求めておきたいと思えます。

それと、これも総括で結構ですので、市長にもお考えをさらに求めて、ご意見をいただきたいと思えます。

3番目、各種団体に対する補助金ということで申し上げた分、各種団体の補助金を見直す

と。見直すというのは全て減額になっているんです。私が言いたかったのは、見直すというのは適正にということだから、下げるものは下げても、上げるものは上げなければならないというふう感じたことがございます。ただ、その精査をやったわけではないので、個々には私自身わからないですけれども、しかし、これから住民参加を促していかなあかん時代に、やはりこういった団体については拡大しなければならない、また、やってもらわなければならないということについては、改革というのは、見直しというのは下げることばかりではいけないというふう考えている。部長のお答えとして、増額ということについても検討が必要かというお答えをいただきましたので、この面についてはそういう検討をしていただいたらいいかなと思います。

また、2007年の団塊の世代、2007年問題にも触れて、協働のまちづくり、こういう方たちの知識・能力もまちのために活用というんですか、力を発揮していただきたいという部長の言葉がございましたので、そういった仕組みづくりというものについて、これからご検討いただけたらいいかと、この分についてはもう、部長、それで結構でございます。

市長にですけれども、私は今までの1番の財務と、2番の人事も含めますけれども、能力開発と、3番の各種団体に対する補助金ということで、これを総括してお答えいただきたいんですけれども、私自身、ここで何が言いたいかという、今、葛城市だけと思いません、全国的な流れであると思えますけれども、行政改革そのものがスリム化に向かっていると思うんです。スリムな、これは当然なんですけれども、スリムにしていかなあかん。言葉を置きかえてお話しさせてもらいたいんですけれども、体をスリムにするために、ダイエットばかりしているように、私はダイエットの方に向いているように思うんです。それだけではないというのはよくわかります。いろんなところにはそれ以外の、ダイエット以外の、ダイエットというのは抑制していくと、少なくしていくということ、私はダイエットと申し上げたいわけですが、それ以外のことも書いているやないか、しかし、このダイエットの部分やはり浮き出ているという点が、太字に私は見えてしょうがない。スリムになるためにはダイエットも大事。まず1番はダイエットだと思います。しかし、そこに付け加えていただきたいのは、体でいうと体を動かすこと、運動も大事であるというふうに私は思います。動くこと、動かすことという、動ということですが、これについてこだわって、この3つについて、お話というか、自分なりに言ったつもりです。

1番の財政ということについて、これについては縮小傾向というのはもしかしたら余儀なくされるかもわからないです。しかし、新たな歳入源ということを見つけ出していただいて、多様化する歳出に対応していただくということで、財政ですか、これをもっと動かしていただきたい。

2番目は、人材育成のために職員の方、いろんなことを経験していただきたいという意味で、動いていただきたい。

3番目は、各種団体の補助金ということを使いましたけれども、部長の言葉にもありましたように、協働とか、今ではパートナーシップとかいうことがよく言われていますけれども、補助金だけが住民を動かせるものじゃないかわからないけれども、そのための1つとして、

こういった手段で住民、市民を動かしていただきたい。そういう動いてほしいということ、この3つについて述べたつもりです。

その中で、2007年問題にも触れ、団塊の世代のことを申し上げましたけれども、この1番から3番のダイエットだけじゃなく、私が間違っていたらそれをご指摘いただいたら結構です。ダイエットも大事やけども、動くといった、そういった考え方の取り入れについて、市長には総括的にご答弁、所見をいただきたいというふうに思っております。

それと、最後4番目、道路に隣接する、横に水路がよくあるわけですけれども、事故の発生状況ということで、消防長の方から中身まで調べていただいて答弁をいただきました。17年1月から18年5月まで15件。これが多いのか少ないのか、その判断は個々によって違うでしょうけれども、これ、大きな救急車を呼ぶというねんから、かなり大きなけがをされたんだらうというふうに思います。ただ単に、ちょっとはまってけがしてんと、歩いて帰れてんとかいう部分についてはまったく含まれてない。それを含めるとどうなるのかという数字なんかはわからないと思いますけれども、実際に起こっていることは事実です。その防護策ということで、石田部長の方から、防護さく、ガードレールとか、道路幅等の関係でそれができないところについては夜間、ライトが光ると、そういうふうなこと、非常に私自身は有効だと、ちょっとしたことやけど、あるところには有効だと思います。ただこれは、葛城市だけの問題じゃないと思います。私自身、これにちょっと興味を持って、いろんなところ走ってみても、やはりそういうようなことをやっているところは、奈良県走ってみても、見渡してみても少ない。そんな状況にあると思います。しかし、事故が起こっているということは、今の消防長の説明の中で皆さんもご理解いただいたように、事実でございますので、部長おっしゃったような、そういう方向で検討を心がけるといってございまして、お金の問題もございまして、全て全部というわけにはいかないやろうけれども、環境に応じた場所とか、そういった道の環境に応じたように、効果的な対策ということを打ち出していただけたらいいと思います。この件に関しての、進めていただくということで、この件については再質問はいたしません。

市長は、違ったお考えをお持ちでしたらいただきたいですけれども、これについては再質問はいたしません。

以上です。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 藤井本議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思います。

旧町の時代から、職員の人材養成につきましては、議員の皆さんを初め、ご心労いただいております。特に、人事異動にかかわってご意見をいただいております。これにつきましては、今年度の人事異動につきましても、組織機構の改正によりまして、適材適所の職員配置を行ったところでございまして、特に長期勤務者の解消を図りまして、職員の士気の高揚を図ったところでございます。また、事業推進のために、技術職員の交流も図ってきたところでございまして、今年度の異動におきましては、同一課5年以上の勤続職員について、結果的に25名の異動をしたところでございます。

お尋ねの15年以上の職員が存在するののかということのお尋ねでございますが、コンピューター関係なり、また、施設の技術職員等につきましては、それとまた企業会計等の職員については15年以上という職員は現存しております。5年以上の、今現在の18年4月1日では、全体職員の5年以上の職員については19%程度でございます、先ほど言いました人事異動の方針に基づきまして、19年度以降も漸次改善というか、職員の士気の高揚を図るために実施していきたいと考えております。

それともう1点、補助金の関係でございますが、合併いたしましたして、平成17年度は1年間の各団体、活動していただきましたので、その活動の実績を検討いたしまして、議員お考えのように、やはり減額だけじゃなくして、今後のまちづくりに有効適切な団体にあっては、また増額も当然考えていかなければならないという考え方をしておりますので、17年度の活動の精査をさせてもらって、19年度に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

阿古副議長 市長。

吉川市長 藤井本議員さんの質問にお答えを申し上げたいと思います。

行政改革にかかわりまして、財源の確保の問題にご質問があったわけでございます。

今、こうした状況の中で、ご指摘のように財源の確保は大変大事であろうというふうに思っているところでございまして、そうした意味から、先般も全体協議会でご説明を申し上げましたように、県の方でも地域の活性化、あるいはまたそういうことによります雇用の促進、いろんな面を考えて、土地利用の規制緩和の問題があるわけでございます。そうした状況の中で、本市が地理的条件、あるいはまた、地域的ないろんな条件、そうしたことを踏まえながら、前からも議論をいただきますように、1つはやっぱり、企業の誘致をしていこう、こういうふうなことも大変大事だろうと思うわけでございまして、そうした意味からは、先般説明をいたしましたように、いわゆる今回の県の規制緩和にかかわります土地利用の問題を有効適切に本市に取り入れるべきものは取り入れていきたい、そうしたことによりまして、間接的に直接的に財源の確保にもつながっていくというふうに思っているところでございます。

また、いろいろと検討していただいております、山麓地域の今後の開発におきましても、いわゆる地域と連携をした、そうした事業の展開ができるような施策を講じていくことによりまして、住民の皆様方の雇用促進を図り、そのことによって一定の所得を得られ、そのことによって間接的に税収の増進をさせていただく、こういうふうなこともあるわけでございますので、全体的にそういう考え方で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、次の人材育成にかかわりまして、職員の配置の問題等にもご指摘をいただいたわけでございます。ご承知のように、私自身も職員一筋で本日を迎えているところでございまして、そうした経験から申しますと、先ほど部長が答弁をいたしましたように、長く経験を積むことが大事な部署と、あるいはまた、いろんな経験を踏むために、方々のいろんな角度の職種に携わるということも大事であろうというふうに思うわけでございますけれども、今申しま

すように、私の経験からいきましたら、できるだけ多くのセクションを得る、そういうことが非常に大事であろうかというふうに思うわけでございます。今の社会情勢、大変複雑多岐な状況にあるわけでございまして、そのためには職員も、今までにない知識も必要でございます。また、心構えも大事であるわけでございます。地方分権が進む中におきまして、職員のそうした意味での品位の向上ということも大変大事であろうと思うわけでございます。人事の配置だけがそういう問題ではないと思いますけれども、いわゆる職員の研修等も含めまして、今のこれからの地方分権が進んでいく状況の中で、住民の皆さんの信託にこたえていけるように、そうした職員の育成を目指したいというふうに思います。

それから、行政改革の中で、ダイエットばかりじゃなしに、運動も大事であるというご指摘もございました。確かにそういうことであるというふうに私も考えるところでございます。しかし、きょうまでの長年、それぞれの地方自治が進んできた経緯の中で議論がありますように、長所、短所も浮かび上がってきていると、こういう状況ではないかというふうに思うわけでございまして、そうした意味では、きょうまでのそうした状況の中でのいわゆる短所といわれるような、そういうものを早く取り除き、長所を生かしていく、あるいはまた、今後もそうした長所をつくっていくと、こういうことも大事であろうかと思うわけでございます。ご指摘をいただいておりますように、そういう営みが藤井本議員さんがおっしゃるような運動というふうなことではないかと思っております。さらに、住民の皆さんが安心・安全で快適な生活が営まれますように、職員も精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

阿古副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 部長からは人事の状況、5年以上同じ仕事をされている方が約20%ということでご説明をいただきました。市長からは、私、今回の一般質問は具体性に欠けて、思いというか、考え方についてご質問させていただいたところです。上の3件についてですけれども、ほとんど私が申し上げた、そういうふうに思っているということで、市長のご答弁をいただきました。私なりの勝手な言い方で、ダイエットだけではだめですよ、ダイエットだけで行き過ぎたダイエットは、逆に体に悪いですよと、スリム化を図るのに、運動も大事ですよというふうな幼稚な比喩の仕方でも申し上げたわけですが、市長のご理解もいただいたということで、非常に喜んでおります。繰り返すならば、財源の確保ということについても、いろんな方面から市長からお答えいただきました。また、市長ご自身の役所時代の経験も生かして、研修も含めて、また多くのセクションが大事だという、これは市長個人の経験を生かしたお答えもいただきました。ということで、私の思いそのものが伝わったように思っております。今回の一般質問、運動不足にならないように、これからも進んでいただきますことを、この場をお願いをいたしまして、取りとめがなかったかもわかりませんが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

阿古副議長 これで藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。5時半より会議を再開いたします。

休 憩 午後 5 時 1 5 分

再 開 午後 5 時 3 0 分

亀井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点であります。

まず第1点は、清掃事業の改善について伺ってまいります。

今、新庄地域の一般家庭ごみの収集は3地域に分けられ、それぞれ月・木曜日、火・金曜日、水・金曜日の週2回のごみの収集が行われています。疋田、南藤井、林堂などの12カ大字は月・木曜日、西室、東室、忍海などの12カ大字は火・金曜日と、それぞれ2日と3日をあけてのローテーションで収集が設定されています。ところが、大字新庄初め、葛木、大屋、北道穂、南道穂の5カ大字では水・金曜日が収集日となっており、水曜日から金曜日では木曜日の1日をおいての収集になります。さらに金曜日から水曜日では、土、日、月、火の4日間もあけての収集日が設定されているのであります。

以前から、葛木や南道穂の住民の方々から何とか便利に、公平にサービスを受けられないかと切実な要望が寄せられ、この間の常任委員会等で改善を求めてまいりましたが、週休2日制になって、収集体制が整わない、合併を契機に収集体制を整え、改善をしたいとの答弁がこの間ございました。平成16年10月1日に合併をして、もう1年と9カ月が過ぎようとしています。改善の様子がかえりません。この間、本件をどのように取り扱われてこられたのか、また、いつまでに、どのように改善をされようとしているのか、説明を求めるものであります。

次に、新聞、雑誌、段ボールや古着などの再生資源、集団回収の改善について伺ってまいります。

子供会を初めとした各種団体による資源ごみの集団回収は、ごみの減量化やリサイクルを進めるとともに、各種団体の活動を支援する点でも意義ある制度であると考えます。ところが、各種団体の協力が得られずに実施されていない大字や、また実施されていても年に数回の取り組みで、新聞や雑誌などが大量にたまり、保管や処理に困っておられる住民が少なからずおられます。どのように制度の普及を図られておられるのか、制度の普及や活動の活性化にどのように取り組まれ、困っておられる市民の要望にこたえられるのか、説明を求めるものであります。

次に、各部局、各施設、各種団体などが連携をしたまちぐるみの健康づくりの推進について質問をいたします。

まず、葛城市が取り組んでいる健康づくりの計画や運動の理念についてであります。憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定をしています。国民の健康な暮らしを保障するために、憲法第25条の中

に明記されている公衆衛生は、国民の生命、生活、生産を守るということであり、この公衆衛生には、人権の擁護という明確な目標が込められ、国民全てに健康な暮らしを保障する役割が込められています。地方自治体における公衆衛生行政は、住民の病気の予防と健康保持・増進並びに安全・安心な暮らしの環境づくりの仕事を行うことであり、医療・福祉に先んじて、各種の施策を積極的に展開していくことに重要な役割がございます。ところが、国が健康維持や疾病は自己責任とする政策が打ち出される中で、公衆衛生の言葉が公衆衛生法規から消され、かわって地域保健を登場させ、憲法に規定された国民の権利としての公衆衛生の否定をしてきています。この健康維持、疾病は自己責任の政策のもとで、国民に負担を押しつける医療保険制度の連続改悪がしやにむに進められ、今、国民住民の健康破壊は一段と深刻化しています。そればかりか、厚生省が2000年に打ち出した、健康日本21、21世紀における国民健康づくり運動は、生活習慣を個人責任とする健康維持自己責任を柱に、地方自治体に対して自立自助の健康づくり運動を求めてまいりました。本市の健康づくりの計画や運動は、国が進める公的責任を後退させ、国民の自己責任に基づいた健康日本21計画の考えではなくて、1986年オタワで開催されたWTO世界保健機関の国際会議でオタワ憲章として結実し、ヘルスプロモーションという新しい理念に基づき発展した、全ての人々に健康を目指す、健康都市プロジェクトの総合的な計画理念を生かした、まちぐるみの健康づくりを目指すと考えます。本市の健康づくりの計画や運動は、どのような理念に基づくものか、まず説明を求めるものであります。

次に、葛城市の健康づくりは、全ての人々の健康を目指し、まち全体の環境を健康づくりに寄与するよう改善された健康まちづくりを推進するために、健康増進課、高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、教育委員会等が、医師会を初め各種団体と連携をし、ゆうあいステーションや、新庄スポーツセンター等の既存の施設を活用した、まちづくりの健康づくりをどのように推進されようとしているのか、説明を求めるものであります。

次に、住民福祉の増進と地方自治の発展のための行財政改革の推進について、伺ってまいります。

本年3月、葛城市行政改革大綱、並びに5年間の具体的な取り組みを示した集中改革プランが作成されました。このたびの葛城市行政改革大綱や集中改革プランの策定に当たって、総務省は平成17年3月29日、地方公共団体における行政改革の推進のための新しい指針を策定をし、各自治体に通知してまいりました。その通知文は、この指針を参考にして、より一層積極的な行政改革の推進に努めることを地方自治体に求めているのであります。

そもそもこの指針は、地方自治法第252条の17の5を根拠とする地方公共団体の組織及び運営に資するための技術的な助言として出されたものであります。指針の内容は、技術的な助言という名目で、政府が進める行政改革、構造改革の具体化を自治体に厳しく迫り、従来の行政改革大綱を見直すこと、そして、平成17年度からおおむね5年間の集中改革プランを17年度中に公表するよう求めてきたものであります。しかも、集中改革プランに掲げるべき事項として、事務事業の再編・廃止、民間委託の推進、定員管理の適正化等の9項目を具体的に盛り込むことを指示しているのであります。

我が国の地方行革は、従来より政府の進める国家的行革の一環として、政府の基本方針に沿って行われてまいりました。今回の新指針も同様であり、それは平成16年12月の閣議決定、今後の行政改革の方針を受けてのものであります。その政府行革方針は、行政改革は不断の取り組むべき課題であり、引き続き構造改革の重要な柱の1つとして、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に等の観点から、強力に推進していく必要があるとして、市場原理こそがベストの新自由主義の考え方を地方自治体に押しつけるものなのであります。

今般、策定された葛城市行政改革大綱や集中改革プランは、政府の新地方行革指針を引き写したものではありませんか。小泉首相が推し進めてきた構造改革の重要な柱を担うものではありませんか。葛城市が自主的に決めた行財政改革といえるのでしょうか。まず、所見を求めるものであります。

再質問は自席から行わせていただきます。

亀井議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 17番、白石議員さんの一般廃棄物の収集日の改善についてのご質問に対しまして、お答え申し上げます。

一般廃棄物の収集日の割り振りにつきましては、當麻地域では當麻地区及び磐城地区の2ブロックに実施させていただきまして、月曜日に収集した地域につきましては木曜日に、火曜日に収集した地域につきましては金曜日に、一般ごみを収集させていただいております。水曜日には全域を古紙等の資源ごみの回収に充てて実施しているわけでございます。一方新庄地域では、先ほど紹介がございましたように、収集日の割り振りは、人口割合の関係から3ブロック制を採用いたしまして、以前には土曜日も収集していた経緯がございます。週休2日制が施行されまして、土曜日の収集日が金曜日の方に収集されたために、水曜日の収集地域が1日おきで収集と、4日おきでのアンバランスが生じ、その地域の方々にご不便をおかけしているということが質問の内容かと思っております。

この方法が実施されまして、はや13年が経過しておるわけでございます。最近苦情の問い合わせも現場には届いてないようでございまして、ある意味、今の方法が定着しているようでございます。先ほど川西議員さんへ答弁いたしましたように、ごみ減量化のさらなる分別の推進や、ごみ有料化の検討課題とともに、また、新クリーンセンターの完成時における収集体制も視野に入れまして、総合的に考慮し、実施させていただきたいというふうに考えております。

また、2点目の集団回収のご質問に対しましては、昨年度までは47団体の登録がございまして、毎年毎年未登録の大字には4月の当初より総代さんの方へ、区長さんの方にその呼びかけのお願いをしておる文書を発送するわけでございますが、ことしも、先ほどの質問の中に答えさせていただきましたように、1団体の加入がございまして、當麻地区で17団体、新庄地区につきましては31団体、合計48団体の登録をされまして、活動の軽重はあろうかと思っておりますが、それぞれ地域で頑張ってくださいとおるわけでございます。最近、紙市況の高騰によりまして、さらなる活気づいておるわけでございますが、相反して住宅事情によりまし

て、集めた紙等がどうも役員さんの方で業者との日程の調整の中で大量に家のガレージを占領しておるといふ状況を聞いておるわけでございます。しかしながら、個々の事情に合わせまして、行政といたしまして手を差し伸べるといふのはいささかいろんな問題も生じてまいります。したがって、新庄地区におきますストックヤード等計画しておるわけでございますが、その25年までにしばらくご辛抱賜りますようお願いしておる次第でございます。

以上でございます。

亀井議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 17番、白石議員さんの一般質問に答弁させていただきたいと思っております。

質問につきましては、各施設などの連携したまちぐるみの健康づくりの推進、またそれに伴っての推進体制の確立ということで、ご質問いただいております。生活習慣病の予防、また重度化という中で、介護保険予防などの高齢者対策、あるいは精神保健福祉など、医療・保健の多様化、高度化する中におきまして、中でも生活習慣病、最も重要な健康課題として、包括的な取り組みが一層強く求められておるところでございます。こうした中で、住民自身がみずから行動し、健康なまちづくりを実現するために、地域保健福祉活動の中心的な役割を担う行政の役割につきましては、ますます重要になってきておるところでございます。こうした取り組みの目標、あるいは葛城市の求める理念という考え方におきましては、健康21計画を考えておるわけございまして、本年度21計画の見直しを実施するところでございます。また、この計画づくりにつきましても、住民参加によつての計画づくりを目指しておるところでございます。住民が主体となった地域における健康づくりの活動の実現に向けまして、こうした事業の推進に、保健福祉部関係課とさらに連携を密にして、また、関係機関との支援体制の確立を図りながら、健康で活力ある葛城市を目指して取り組んでまいりたいと、このように思うわけでございます。

具体的な質問もあったわけですが、現在、保健福祉部におきましても、各児童福祉課、高齢福祉課、社会福祉課、健康増進課、この4課で常に連携を図りながら、事業の推進を図っておるところでございます。今後さらに関係機関、あるいは関係課とさらに連携を密にしながら、推進を図っていききたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

亀井議長 企画部長。

吉川企画部長 17番、白石議員さんの3点目のご質問であります、住民の福祉の増進と地方自治の発展のための行財政改革の推進について、ご答弁申し上げたいと思っております。

本市の行政改革の取り組みにつきましては、ご承知のとおり、昨年度に行政改革大綱、並びに集中改革プランを策定し、その取り組みに着手し、市民の皆様にご理解をいただけるよう、その概要をお知らせしているところでございます。ご質問の国の指針に基づく行財政改革ではなく、市民のための行政改革とご意見であります。財政基盤の強化と究極の行政改革のもと、合併をして葛城市となったところでございます。その後、地方分権や三位一体改革など、財政はますます厳しい状況にあります。さらに夢のある葛城市の施策を実現す

るためにも、事務事業を初めとした補助金、民間委託、職員数の削減等、市民との協働を進めていかなくてはならないと考えております。

答弁にかえさせていただきます。

亀井議長 17番、白石君。

白石議員 それぞれ、部長からご答弁をいただきました。順次、再質問をしてみたいと思います。一般家庭ごみ収集日程の改善についてであります。

13年間ご不自由をかけてきた、そのことが定着されているような、そういう印象の答弁だったわけで、これは当該大字の住民の皆さんに失礼な話ではないかというふうに思います。本当にまああきらめているのではないかと、そういうことがあるのかもわかりませんね。それは行政自身が住民の皆さんの要望、苦情に対して、機敏に対応してこなかったということのてんまつだというふうに思います。この間、私は厚生水道常任委員会等でこの問題を取り上げ、この改善を求めてまいりました。答弁では、明らかに改善をするということの答弁でしたが、実際に収集体制を構築するために時間が欲しい、あるいは、合併をすれば実現をさせます、こういうことでありました。そういう約束が、答弁が実際にこの間実行されてこなかった、検討もされてこなかったのではないかと思うぐらい、非常に不誠実な対応ではないのかというふうに思うわけです。この点は、部長の答弁では、総合的に実施をしてみたい、これは改善をするということととらえてよろしいのでしょうか。それは後で。

それから、再生資源の集団回収の改善の問題であります。

部長からもご答弁をいただきました。これは本当に、子供会や婦人会や、寿慶会が率先してこの資源の回収に取り組んでいただいている、これは旧新庄町時代から、大いに行政としてはその事務の軽減をされて、本当に評価できる内容であったというふうに思います。しかし、先ほど来指摘をしているように、この実際に実施されていない大字があるんですね。これらの人たちは、やはり何とか大字の諸団体の中で実施をしてほしいという強い要望を持っています。

私がなぜこのようなことを言うことになったといたしますと、皆さんご承知のように、各家庭に配布をされている、市で収集をするごみの分け方と出し方、新庄地域版をつぶさに見せていただきました。そしたら、どういうことが書いてあるかと言いますと、新聞、雑誌、段ボール類は地域の廃品回収に出してください。各地域の再生資源集団回収にご協力をと、このように呼びかけているんですね、いるんです。にもかかわらず、実際には出すところがないという実態で、じゃ、これらの資源ごみはどこに行っているのかというのが、本当にごみ清掃行政としてこのままでいいのかというのが問われるわけであります。

解決の方法としては、当然當麻の地域のように、月1回、そのような地域に対して、あるいは年に2回とか3回とか、そういう少ない地域にパッカー車を出して、あるいは軽トラを出して、その回収をしていく、こういう方法があるのではないかと、このように思うわけですが、この点はいかがでしょう。現実には當麻では月に一度資源ごみの回収をやられているわけですから、これは合併をして、やはり新庄旧町の人たち、當麻町の人たちは、これは平等なサービスを受ける権利があるわけですから、それをきちっと保証していくことをぜひ

ひ考え、今その点についてどう考えているかお伺いをしておきたい。このように思います。

それから1点忘れましたが、一般ごみの問題です。一般ごみの収集のサイクルを見てもみますと、西室、東室、忍海など12カ大字の、これは火曜日と金曜日になっているんですね。そして、問題にしている葛木、大屋、北道穂、南道穂など5カ大字の収集日が水曜日と金曜日になっておるんです。ということは、金曜日は両地域を一緒に、その日のうちに全部回っちゃっているんですね。それは、そういう能力があるということを示しているのではないかとこのように思います。であるならば、西室、東室、忍海などの12カ大字と同じように、火曜日、金曜日にその収集日を変えていく、そして、残った水曜日については、先ほど部長が答弁されたように、他の清掃事務にかかると、仕事をするというふうにするにはいいのではないのでしょうか。この点も、漏れていましたから、再答弁をお願いしたいと、このように思います。

次に、まちぐるみの健康づくりについて、お伺いをしてまいります。

部長は、それぞれ旧町の健康づくり21の計画の見直しをして、健康日本21の基本的な路線にのっとって健康づくりを進めていく、このようなご答弁だったというふうに思います。国が進める健康日本21計画、これを法制化したものが健康増進法であります。この第2条では、「国民の責務」として、「健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」と規定をしています。これは健康を個人の責任に帰する、いわゆる健康維持自己責任をより明確にしたものだと思います。憲法第25条の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とした規定を真っ向から否定をしているのではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

健康づくり、健康増進の考え方は、1980年代の後半より、世界的にも個人の努力に基づいた予防活動に対する批判が展開をされ始めました。疾病の予防は個人のみで実現できるのではなく、社会環境の整備、資源の開発が必要であり、病気になった人をいたずらに非難することは避けるべきだという論調が高まってまいりました。さきに紹介をしました、人々がみずからの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス、これがヘルスプロモーションの理念であります。健康な生活習慣を支援する社会環境の整備や資源の開発、この必要性を明確にされているのであります。さらに、ヘルスプロモーションの理念を踏まえて、葛城市のまちぐるみの健康づくりに生かして学ぶべき全ての人々の健康を目指して、まち全体の環境を健康づくりに寄与するよう改善された健康都市をつくる、健康都市プロジェクトに発展をしてきたのであります。健康増進法には、世界の健康づくりの到達点である健康づくりを支援する環境づくりについて何ら言及をされていません。そして、国は健康的な生活習慣を支援するどころか、2003年度の予算より、健康増進にかかわる補助金を廃止をし、ヘルスアッププランとして一般財源化をしてしまったではありませんか。まさに自立自助の健康づくり運動を、市民と地方自治体に押しつけようとしているのであります。

こんな中で田宮部長の答弁は、行政が主体になって、市民の皆さんとともに健康づくりに努めたいという答弁がありました。これは一縷の希望であるというふうに思います。活動は、

市民の皆さんの参加のもとに進めるべきことは当然であります。しかし、これまでの世界の公衆衛生では、健康づくりの到達点というのは、全ての人を対象にした健康づくりであります。ここが大事なところだと思います。単に健康な人たちを対象にするのではなく、糖尿病で困って治療をされておられる方が、治療の中で、病気とつき合う中で、生きる力を見出していく、そういう望みを生み出していく、そういう気持ち、そういう環境をつくっていくこと、このことも健康づくりの内容であります。また、障害を持つ人たちが、自宅から出られない、こんな状況の中で、健康づくり、そういうクオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life) と、こういうらしいですね。QOLというんですが、より高い生活を求めていく、それはしっかりした健康をつくるということではなくて、いろいろな条件に置かれている人たちが、生きる、そういう力をつくっていく、それを健康づくりの活動の中で、この環境をつくっていくということを、私はぜひ健康21計画の中に入れていただいて、ぜひ取り組んでいただきたい、このように思いますが、この点については部長はどのようにお考えか、再答弁を求めておきたいと思えます。

それから、各種施設の利用の問題であります。本市にはゆうあいステーション、そして新庄スポーツセンターというすばらしい施設があります。これらの施設は、単に健康的な人たちが、その健康を維持するため、増進するために活用するだけではなくて、身体に精神に障害を持つ人たちも含めて活用ができるような、やはりメニューをつくるべきでありますし、そういう人たちをしっかりとこの施設の利用を促進する、そういう施策をやっていくべきだというふうに思えます。当然ウェルネス新庄でこのトレーニングをされる方、これらの方は健康づくりには関係のない方といいますと、そういうことでもないようであります。単に運動をして、このダイエットをする、こういうことではなくて、やはり健康というものは、食生活をきちっと確立をし、栄養の問題も含めて考えてこそ健康づくりであります。そういう点では、小学校の食育の問題が出されましたけれども、これらもまさに21計画の健康づくりの中にしっかりと取り入れて、取り組むべき問題だというふうに思えます。

次に、行財政改革の問題についてであります。どのような理念を持って、考えを持って、計画された行政改革大綱、並びに集中改革プランの実践をしていくのか、この点は大変重要な問題だというふうに思えます。

ご承知のように、小泉首相は任期が既に目前に迫っております。この小泉首相が5年間構造改革を推し進めてまいりました。いわゆる行革の大もとであります。その中で、医療保険制度の改悪や定率減税の廃止など、庶民の負担増と増税は何と5年間で13兆円、サラリーマンの年収は、平成9年をピークにして90万円も減っています。生活保護世帯は100万世帯にもふえています。正社員が200万人も減らされ、働いている人の3人に1人、若者や女性の2人に1人は年収200万円以下の非正社員であります。また、8年連続自殺者が3万人を超えているのであります。その一方で、一部の上場大企業が1兆円以上のもうけを上げています。この間、法人税は12兆円もまけられているのであります。構造改革に伴う社会的格差や貧困が広がり、今社会問題になっています。

三位一体の改革で、国庫補助金は5兆2,000億円削減され、自治体への財源措置は3兆円の

税源移譲と8,000億円の交付金だけで、残りの1兆5,000億円は財源がどこへ行ったか、なくなってしまったのであります。地方交付税は、合計で5兆1,000億円の削減であります。地方税の増収2兆7,000億円を差し引きしますと、2兆4,000億円の財源が減らされたことになるのであります。小泉構造改革によって市民の暮らしと自治体の財政は深刻な事態に陥っています。本来あるべき自治体の行財政改革は、住民の人権の保障と民主主義を実現するための行政を拡充するものでなければなりません。住民福祉の増進と地方自治を発展させる、自主的な改革が計画的、継続的に進められて、公正でむだのない効率的、効果的な行政システムを構築することにあります。集中改革プランの具体化を、市場原理を至上とする構造改革の路線で突き進むのか、それとも住民福祉の増進と、地方自治を発展させる立場で自主的な改革の道を歩むのか、これは市民と葛城市にとって重大な問題であります。

改めて市長はどのような立場で集中改革プラン等進めようとお考えか、お伺いをしておきたいと思います。

亀井議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 一般収集日の変更につきましては、基本的に先ほど申し上げさせていただきましたように、クリーンセンターの新市の建設の場所、それから、まだ未確定の部分がございます。新しく建ちますと、今現在の収集地域との収集距離等が変わってまいります。したがって、そのときには、好むと好まざるにかかわらず、皆様方をお願いいたしまして、現在の収集地域の変更というのを余儀なくされるわけでございます。先ほど説明させていただきましたように、13年間定着してまいりました経緯がございます。7年後には新たなクリーンセンターが完成するという予定をいたしております。そのときに抜本的な改正をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、集団回収の実施されておられない7大字につきましては、今まで文書のやりとりだけで、実際になぜご協力いただけないのかという聞き取り調査はしていないようでございます。これを契機に地元に参加して、寿慶会、子供会なりにご協力いただけるようお願いしたいと思います。したがって、行政からの、ある日を指定して収集してはどうかというご提案であったかと思いますが、新炉建設の成果と申しますのは、やはりごみの削減率、リサイクル率が、その大きな成果の評価になってまいります。したがって、そのときにうまく結果が国の方に報告できますようなタイミングもとらえて、実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

亀井議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 白石議員さんの再質問に対しまして、答弁させていただきます。

健康増進法の中で、新たに健康づくりに関して、みずからの責任という形での明確化されておるといようなご指摘もいただいておりますけれども、私自身といたしましては、健康づくりの、この健康増進法で目指す、みずからの責任という分につきましては、そういった考えは持っておらないわけでございます。あくまでも、健康づくりというのは、市民が健やかで心豊かに生活ができ、活力ある地域づくりのためにも、やはり健康づくりと

いうのは大切な1つの施策であると考えておるわけでございます。従来にも増しまして、健康を増進して、発病を予防するということが、一番今求められておるところでございまして、そのためにも、一次予防を重点に置いた健康づくりの施策が一番大切であろうと、こういう思いもしておるわけでございます。その一次予防を進める中で、やはり行政が果たす役割というものが何であるかと、また、住民の方々に取り組んでもらう部分がどうであるかという部分を、やはり区分をしながら健康づくりを進めていくことが大事ではなからうかなと、こういう思いもしておるわけでございます。

また、健康づくりは健康な人だけのための施策ではないということ自身も、私は思っておるわけでございまして、特に病気になっても病人になってはいけないということわざもございしますように、いかに病人の方に対して、やはり行政の中でどういう形で支援していくかという、心のケア的な分も一番大切な部分でなからうかなと、こういう思いもするわけでございます。そうした一次予防を進めていく中で、特に先ほども答弁させてもらう中で、21計画の1つの健康づくりの目標を立てながら、やはり行政と住民とともに健康づくりをしていくことが、ひいては医療費の削減につながっていく、また、高齢に伴っての介護予防につながっていくというところ辺が一番今後の取り組みの中で大切な部分じゃなからうかなと、こういう思いもしておるわけでございまして、そういう事業を推進していくためにも、特に現在の各施設といかに連携をしていくかということが強く求められておるところでございまして、特に今、高齢福祉課あるいは健康増進課におきましても、現行のゆうあいステーションとの事業の連携をしながら、事業も進めておるわけでございます。特に、ウェルネスの方につきましても、体力づくりセンターという位置づけになっておりますけれども、やはり専門的な職員もおりますし、そういう中で、いかに健康づくりに対してのノウハウで支援していただくかというのも大きな考え方でございます。ただ、施設を使うだけじゃなしに、そういう専門的なノウハウ、どういふぐあいに健康づくりの中に生かしていくかということが、重要なことかという思いもしておるわけでございます。そうしたことで、今後いろんな形での健康づくりに対しましての連携、あるいはそういったものの事業の推進に対しまして、そういった構築と申しまししょうか、健康づくりの組織体系の構築に向けて努力してまいりたい、このように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

亀井議長 市長。

吉川市長 白石議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

行政改革にかかわりまして、理念のことのご質問であったと思うわけでございます。質問の中にもございましたように、今回の行政改革は、住民の福祉の増進と地方自治の発展のための行財政改革の推進であると、こういう位置づけのもとにご質問をいただいたわけでございました。そういう面では、私自身も同感でございます。そういう理念に沿っていろんな計画をさせていただいたというところであるわけでございます。また、国のそうした方針だけじゃなしに、いわゆる地域性、地域の独自性を生かした、そういうまちづくりのための推進、行政改革でなければならないというふうにも考えるところでございます。

この4月に実施をいたしました指定管理者制度におきましても、お気づきをいただいております。

と思いますけれども、今までの各地域にございます公民館あるいはコミュニティセンターの管理運営につきまして、指定管理者制度を適用いたしまして委託を申し上げた。このことを見ていただきましても、今申し上げているような、そういう考え方に沿った事業であろうというふうに思っているところでございます。したがって、今おっしゃっていただきましたようなことによりまして、住民の福祉の増進のためにつながっていくように、これからも行政改革を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

亀井議長 17番、白石君。

白石議員 再答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、一般家庭ごみの収集の問題でありますけれども、定着をしているという表現が当たっているのかというのは、これは、私はそのような答弁というのはこの間受けたことがないわけで、これは合併する前からの話ですから、当然杉岡部長は知らないことですから、いきなり定着していると言われると、これは、じゃ、この間、何の努力もしてこなかったのかと、こういうふうにしか受けとめられないわけで、やはりそれは行政として、このような手だてをとったけれども、やはり体制が組めなかったとか、住民の皆さんにお願いをして、この25年まで辛抱してほしいというふうなことを言ってきたとかいうのであれば理解できるわけでありまして、全く定着した、ほっておいて定着したと言われたら、何のこちらも言いようがない話であります。ぜひこのことを、皆さんご不自由なされているということ肝に銘じていただいて、何とか一歩でも二歩でも改善される努力をしていただきたいということを申し添えておきたい、このように思います。

再生資源集団回収の問題についても同様であります。一歩でも二歩でも改善に努力をしていただきたい、地元で直接お願いに行くのも、これも一歩だというふうに思いますので、どうか積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、まちぐるみの健康づくりの話であります。田宮部長は、行政が責任を持って、この健康づくりは市民の自己責任ではなく、やはり市と市民が、あるいは各種団体が協働して、その健康づくりを支えて進めていく、このような答弁だったというふうに思います。あとは、その視野を広げていただいて、本当に全ての住民の健康づくりのために、住民参加のもとでどのような計画、運動を進めていくのかということ、ぜひこの推進委員さん等ともご相談をしていただいて頑張ってください、このように思います。

私は、これは田宮部長に言っているだけではなく、ここにあります建設課、あるいは都市計画課、こういう土木の事業、ハードの事業をされているところも、この健康づくりにかかわる、そういう意識を持っていただいて進めていただきたい、このことを申し述べておきたいし、所管の田宮部長はぜひそのことも留意していただきたい、このように思います。

時間が迫ってまいりました。行財政改革の問題であります。

市長から行財政改革、集中改革プランの実践に当たって、住民福祉の増進を最大の理念として推進をしていく、私の提起に対して同感であると、このようなご答弁がありました。ぜひ地方自治を守り、住民福祉の増進を支える、この柱を握って離さず、住民のサービスを向

上させるために、財政を再建するために、この行財政改革に取り組んでいただきたい、このことを述べておきたいというふうに思います。

私が述べてまいりましたこの行財政改革は、国の新行革指針に基づいて、きめ細かく項目まで提案されて、この通りにやりなさいというふうな指示というか、通知をしているわけがありますね。地方分権といいながら、実際、国は三位一体の改革で地方の財源をきちっと保障することもなく、みずからの支出を減らしてきた。そして今度は、地方分権といいながら、構造改革の路線を柱にした行政改革を地方自治体に押しつけてくる。これは地方分権どころか、地方分権を後退させることではないのかということ、はっきりとここで申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

亀井議長 これ白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事項について閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

14日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、本定例会が閉会するわけですが、閉会中には各常任委員会におきまして視察研修が行われる予定であります。議員各位におかれましては、研修によりさらに研さんを積んでいただき、今後の市議会運営に役立てていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月14日に開会をされました平成18年葛城市議会第2回定例会が、7日間の全日程を終えられまして、本日閉会となりました。

その間、提案をお願いいたしました全議案、原案どおり可決、承認をいただき、まことにありがとうございました。

会期中寄せられましたさまざまなご意見、ご提言、このことを職員一同しっかりと受けと

めながら、あすからのまちづくりに活かしたいと存じます。

現下の市町村を取り巻く状況は、なお厳しい状況でございます。職員一致団結のもとに、住民の幸せづくりのために邁進する覚悟でございます。

議員諸氏におかれまして、なお一層のご指導と、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

亀井議長 以上で平成18年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉 会 午後6時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 亀 井 一 二 三

議 会 副 議 長 阿 古 和 彦

署 名 議 員 阿 古 和 彦

署 名 議 員 岡 島 辰 雄